

蕪崎市立児童センター 安全管理マニュアル

蕪崎市こども子育て課

令和5年4月

目次

■はじめに	8
第1 児童センターにおける安全管理	8
第2 ハイソリツヒの法則	8
ハイソリツヒの法則とは.....	8
第3 マニュアルによる確認と安全管理のPDCA.....	9
■安全計画I（事故・ケガ対応）	10
第1 事故発生時の対応	11
(1) 医療機関の受診が必要及び重症な場合	11
(2) 事故報告書の作成.....	12
(3) 状況の判断、確認.....	12
(4) 救急車を呼ぶ基準.....	12
(5) 救急車を呼ぶ時の対応 / 119番通報.....	13
(6-1) 打撲	ケガの対応.... 14
(6-2) 捻挫、脱臼	15
(6-3) 手足の外傷	16
(6-4) 骨折.....	16
(6-5) 鼻出血.....	17
(6-6) 頭部の負傷	17
(6-7) 噛み傷、擦り傷.....	18
(7) 誤飲	19
(8) 異物の除去.....	20
(9) アレルギー対応	21
(10) その他の緊急・救命対応 心肺蘇生法/AED	22
第2 緊急時の情報収集	25
(1) 事故が発生した場合.....	25
(2) その後に備えて	25
第3 日常の安全点検	25

■ 安全計画Ⅱ（感染症対策）	26
第1 衛生管理について	27
(1) 日常の衛生管理・指導	27
(2) 「新しい生活様式」	28
(3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある児童及び職員が出た場合の対応(例)	29
第2 感染症対策の基本	30
(1) 基本的な感染症対策	30
(2) 新型コロナウイルス対策	31
(3) ノロウイルス対策	32
■ 安全計画Ⅲ（防犯対策）	34
第1 外部からの侵入者への対応	35
(1) 不審者とは	35
(2) 不審者の侵入防止	35
(3) 不審者が侵入したときの対応	36
(4) 防犯のための避難訓練	36
■ 安全計画Ⅳ（防災対策）	38
第1 防災（災害）対策 — 基本	39
(1) 災害対策の基本	39
(2) 防災訓練の意義	39
(3) 防災訓練の実施	39
(4) 避難に必要な用具	40
(5) 避難誘導	40
第2 防災（災害）対策 — 火災	41
(1) 火災発生の基本	41
(2) 初期消火	41
(3) 消防・119番へ通報	41
第3 防災（災害）対策 — 地震	42
(1) 地震発生時の基本	42

(2) 室内で地震が起きたときの対応.....	42
(3) 屋外で地震に遭遇したら.....	43
(4) 災害用伝言ダイヤル171を活用しましょう.....	43
第4 緊急時の情報収集.....	45
(1) 情報源.....	45
(2) 必要な情報.....	45
(3) その後に備えて.....	45
第5 定期的な訓練の実施.....	46
(1) 職員の訓練.....	46
(2) 保護者との連携.....	46
(3) 児童との訓練.....	46
(4) さまざまな訓練の基本.....	46
(5) 多様な訓練の実施を.....	46
■ 安全計画（別紙資料）.....	47
児童センター 安全計画（ 年度）.....	48
(参考) 実施時期と取組内容.....	51
(参考) 地震発生時の避難行動・指示の（例）.....	52
(参考) 避難経路の貼紙（避難経路を記入した地図を添付）.....	55
(参考) 避難先掲示の貼紙（避難所（避難先）までの地図を添付）.....	56
■ 業務継続計画（BCP）.....	57
I 総則.....	58
第1 想定するリスク.....	58
(1) 感染症.....	58
(2) 自然災害（地震）.....	58
(3) 自然災害（風水害）.....	58
第2 策定の目的.....	58
第3 本計画の位置づけ.....	59
第4 本計画の目標.....	59

Ⅱ	事前対策	60
	第1 感染症・自然災害共通事項	60
	(1) 地域との連携の推進	60
	(2) 防災組織の体制構築	60
	(3) 職員の安否確認	61
	(4) 人員確保	62
	(5) 保護者との連携	63
	(6) 関係各所との連携・情報収集	64
	(7) 入退館管理	66
	第2 感染症に係る事前の対策	66
	(1) 優先的に実施する業務	66
	(2) 備品の確保	66
	(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討	67
	(4) 職員の体調管理	68
	(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理	68
	第3 自然災害の事前対策	70
	(1) 非常時に優先的に実施する業務	70
	(2) 施設のリスク	72
Ⅲ	BCP発動時の対策	74
	第1 感染症にBCP発動時の対策	74
	(1) 感染症発生時の事前対策	74
	(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時	74
	(3) 感染の可能性が高い者の発生時	75
	(4) 感染者発生時	75
	第2 自然災害発生時の対応	78
	(1) 地震	78
	(2) 風水害	81

IV	BCPの検証	84
第1	BCPの検証	84
(1)	BCPとBCPの検証継続	84
(2)	教育・訓練の実施	84
(3)	BCPの見直し・改善	84
■	避難情報発令時の対応ガイドライン	86
第1	目的	87
第2	市民がとるべき行動	87
第3	発令時の対応	88
(1)	小学校休業時の開館時間前に発令された場合	88
(2)	通常開館時の利用前に発令された場合	89
(3)	開館時間中に発令された場合	89
第4	保護者及び職員への周知	89
■	消防計画	90
第1	目的及び適用範囲	91
第2	管理権原者及び防火管理者の業務	91
(1)	管理権原者	91
(2)	防火管理者	91
第3	予防管理対策	92
(1)	日常自主検査	92
(2)	定期的自主検査	92
第4	防火対象物の点検及び報告（該当する場合）	92
第5	消防用設備等の点検及び報告	92
第6	避難施設及び防火施設の維持管理	93
第7	放火防止対策	93
第8	工事中の防火管理	93
第9	避難経路図の管理	93
第10	火気使用設備器具等の管理	94

第1 1	自衛消防隊の編成及び火災発生時の任務	94
第1 2	防火・防災教育及び自衛消防訓練	94
第1 3	震災対策	95
1	震災予防措置	95
2	警戒宣言が発せられた場合における対応措置	96
第1 4	必要書類等の保管	97
別表1	(日常検査表)	98
別表2	(定期自主検査表)	99
別表3	(自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制)	100
別紙	(非常持ち出し)	101
別紙	(避難経路図)	102

■はじめに

第1 児童センターにおける安全管理

児童センター・放課後児童クラブで起きる事故、災害は、生活場所の環境や児童集団の構成、その時々の子どもの心身の状態、他児との関係性などが複雑に絡み合い突発的に起きるものです。そのためマニュアルがすべての問題を解決するわけではありませんが、子どもの安全安心に留意した取り組みを継続し、丁寧に子どもの様子を把握することが安全対策の第1歩となります。

子どもの日々の変化に気づいたり、危険な箇所を点検、把握して情報を共有することで、事故、災害を未然に防いだり、発生した際に、何をどのようにすればよいのかを知っていれば、問題を最小限に食い止めることもできます。そこで、顕在化する可能性のあるリスクを多面的に洗い出し、室内の環境、遊びの環境、周辺の状態、児童集団の特徴、性格、保護者や地域との連携の状態、マニュアルやチェックリストの作成の有無、緊急、災害対応の備品の状況など、様々な視点から組織として業務等にあたれるよう、リスクの予測とその対応を確認することが大切になります。

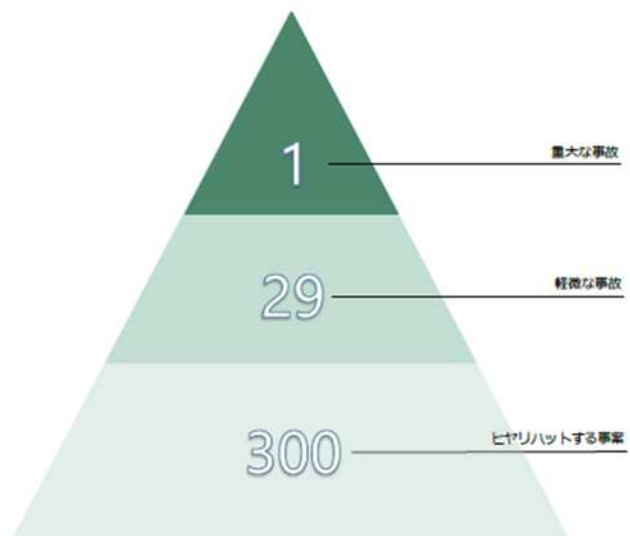
第2 ハイน์リッヒの法則

ハイน์リッヒの法則とは

アメリカのハーバート・ウィリアム・ハイน์リッヒが5,000件余りの労働災害を調査、分類し導き出したものです。1件の重大事故の背景には29件の軽微な事故があり、さらにはその下には300件のヒヤリハットするような事案があるというものです。

このことから、事故、災害をなくすためには、重大な事故・災害や軽微な事故、災害だけでなく、ヒヤリハットやさらにその背景にある不適切な行動、不適切な状態を取り除くことが求められます。

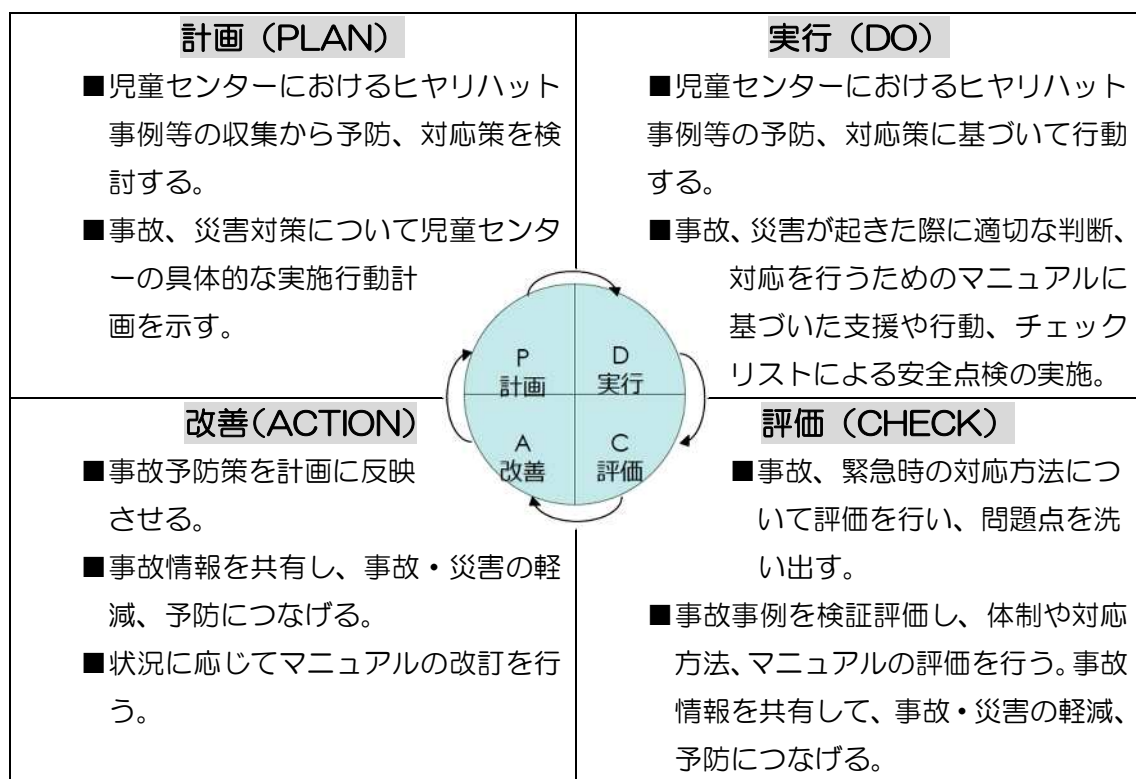
職員間だけでなく子どもも含めて「何が危険なのか？どうすれば危険を除去し、事故、災害を未然に防ぐことができるのか？」を理解し、対策を講じていくことが重要です。



第3 マニュアルによる確認と安全管理のPDCA

事故への予防・対応策や具体的な実施計画から実際の対応、改善と評価のPDCAサイクルを確立するための手段として、児童センターの「安全計画」・「業務継続計画」・「避難情報発令時の対応ガイドライン」・「消防計画」を体系化し、この「安全管理マニュアル」に取りまとめました。

今後、各施設のミーティングなどで確認と振り返りを行いながら、マニュアルどおり行動した結果の検証も行い、不備があれば直ちに改訂していくよう活用願います。



■安全計画Ⅰ（事故・ケガ対応）

第 1 事故発生時の対応

(1) 医療機関の受診が必要及び重症な場合

①児童の状況、状態の確認をしながら適切な応急処置を行う。

問診は児童の様子を丁寧に観察しながら行う。



②危険な場合は、救急車を呼ぶ。

-Point-

重症の場合の連絡先優先順位

- 1.救急を呼ぶ
- 2.保護者へ連絡する
- 3.こども子育て課へ報告する

救急車の要請

1. 「(※ 意識不明・アナフィラキシーショック・けいれん・激痛・出血多量・大きな開放性の傷・広範囲の火傷など) です！ 救急車をお願いします。」
→ 近くの職員に支援を求める
2. 局番なし 119 番 → 「救急です。」
3. 「〇〇児童センター 〇〇町〇〇番地です。」
「連絡者は、職員の〇〇です。」
「電話番号は〇551-〇〇-〇〇〇〇です。」
4. 人数・性別・年齢・症状を簡単明瞭に伝える。
5. 応急処置（止血・冷却等）・救急救命法（心臓マ・AED）
6. 職員は、家庭状況調査書（写し）・携帯・現金を持って同乗する



③連絡

関係者への連絡

1. 保護者に連絡し、状況を説明する。
2. 担当課（こども子育て課）に連絡する。
3. 事故の状況について、速やかに連絡する。
4. 救急車に同乗した職員は、医師の診察結果を保護者及び担当課職員に報告する。

(2) 事故報告書の作成

事故の状況を職員等の中で共有する(原因・対応における反省点を共有し、今後に活かす)。同じような事故が繰り返されないように、事例の検証と安全教育を計画して実施する。

(3) 状況の判断、確認

※状況によっては、保護者に迎えを依頼する場合もある。必要に応じて病院受診をお願いする。

- 軽傷であれば職員が応急措置を行う。
- 保護者に連絡する必要がある場合には、状況を伝える。
- 危険な場合は、救急車を呼ぶ。

(4) 救急車を呼ぶ基準

どんなときに救急車を要請するのか？

- 呼吸停止、心肺停止で人工呼吸や心肺蘇生が必要な児童がいる
- 呼吸困難な児童がいる
- 胸痛を訴えている児童がいる
- 大量出血があり、ショック症状のある児童がいる
- 胸部を強く打ち、ショック症状のある児童がいる
- 腹全体が緊張して痛みが強く吐き気がある児童がいる
- 重度の熱傷の児童がいる
- 頭部を打ち、またはその他の理由で意識状態に異常のある児童がいる
- 脊椎を損傷している恐れがある児童がいる
- 手足の一部または全部が麻痺している児童がいる
- 激しい腹痛を訴えている児童がいる
- 吐血や下血のある児童がいる
- 胸や足を骨折している児童がいる
- 痙攣が続いている児童がいる

この他にも、判断に迷う場合には、救急車を呼び医療機関につなぐことが必要になります。

(5) 救急車を呼ぶ時の対応 / 119番通報

救急車を要請するときの電話対応

①種類

▶Q.「火災」ですか「救急」ですか。 A.救急です。

②場所

▶〇〇児童センターです。(施設名、所在地、近くの目標物)
韮崎市〇町〇〇番地

③通報者

▶氏名 〇〇〇〇です。電話番号は、0551-〇〇-〇〇〇〇です。

④被害状況

▶負傷者は〇〇人です。負傷者の容態は〇〇〇の状態です。
※負傷者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤以上を伝え終わったら、目標物（校門等）や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内しましょう。

※自宅に戻る必要がない程度の状況であれば、児童センター（クラブ）で静養する。

- ・痛みなどの訴えが一時的なものであっても、後日、症状が悪化して表面化する場合もある。目、頭部、首等のケガについては、すぐに保護者に症状や経過について説明を行う。
- ・保護者に会えない場合には、電話連絡にて症状と経過について説明するとともに、経過観察を依頼する。保護者と連絡がつかない場合には、状況を判断して、臨機応変な対応を行い、連絡が取れ次第、状況、経過、対応について、説明を行う。
- ・軽微な事案であっても、職員の間で情報を共有する。
対応にあたって、不明な点がある場合は、担当課（こども子育て課）職員に連絡し、判断を仰ぎ、対応する。（報告・連絡・相談を徹底する）

★打撲 手足をぶつけた

- すぐに安静にして、患部の状態を調べます。
- 児童がもっとも楽な姿勢ですぐに患部の様子を観察しながら、手当を始めます。
- 痛みのある部位に変形がないかどうか？左右を見比べて変形などを確認します。さらに腫れや皮膚の色の変化をみます。大きな変形がある場合は骨折も疑われます。そのうえで、氷あるいは氷水を使い、患部とその周囲全体を冷やすようにします。弾性包帯などで圧迫しながら氷を固定します。膝が曲がらなくなるのを防ぐため、可能な範囲で膝を曲げた状態で冷やします。ただし、顔から上部を冷やす場合は、氷ではなく、冷たいタオルを使います。特に、目は冷やしすぎたり押さえすぎたりはいけません。
- 打撲のみで、キズや骨折がないと思われる場合には、氷のうを用いてアイシング（※氷や水などを用いて身体を局所的に冷却すること）しましょう。
- 皮膚にキズがある場合には、傷口を流水でよく洗浄し、傷の範囲によって絆創膏やガーゼで保護しましょう。
※腫れがひどくなるようなら、必ず医師の診断を受けましょう。

☆氷のうの作り方

- ①角をとった氷を氷のうに入れます。コップ1杯程度の水を入れてから空気を抜いて入口を縛ります。
- ②氷のうをガーゼなどでくるみます。
- ③冷やす部分にタオルをあてて、その上に氷のうを置いて冷やします。

★頭をぶつけた

- 意識の有無、出血の有無、患部の状況を確認します。
- 意識がない場合や痙攣をしている場合、嘔吐を繰り返す場合には、急いで救急車を呼び、搬送します。

★胸をぶつけた

- 痛みの場所、症状、呼吸が正常に行われているかを確認します。
- 一部が強く痛む場合には、肋骨が折れている場合もあるので、急いで救急車を呼び、搬送します。
- 呼吸が苦しそうにしていれば、肺も負傷している可能性もありますので、救急車やタクシーで医療機関に搬送します。

★目をぶつけた

- 眼がかすむ、見えにくい、視力低下などの症状がある場合、眼球からの出血や液体の流出が疑われる場合は、すみやかに眼科専門医への受診が必要です。特に眼球破裂が疑われる時には、眼球内容（眼球の中身）の脱出を防ぐために眼部を圧迫しないようにして、至急眼科専門医を受診させてください。

（6-2）捻挫、脱臼

〔主な症状〕

次のような症状がひとつでもあれば捻挫を疑います。

- 関節を本来動く方向へ動かそうとすると痛む（運動痛）
- 患部を押すと痛む（圧痛）
- 静かにしていても痛む（自発痛）
- 患部周辺が腫れている（腫脹）
- 関節がガクガクし、不安定な感じがする

はれや痛みの様子を確認して、患部を固定します。

- キズや骨折がないと思われる場合には、患部に湿布薬を貼ります。
- 湿布薬がない場合には、氷のうを使うか、タオルなどで濡らし、頻繁に換えて冷やしてあげましょう。
- 関節を動かさないように包帯やタオル、三角巾、ふろしきなどを使って圧迫、固定します。
- 自分で無理に戻すと、神経や血管を傷つける場合があります。応急措置が終わったら病院で診てもらおうようにしましょう。

捻挫の手当は RICE（ライス）で覚えます。

- Rest=安静にする
- Ice=氷のうなどで冷やす
- Compression=包帯などで圧迫する
- Elevation=患部を心臓より高い位置にあげ、腫れを和らげる

(6-3) 手足の外傷

〔主な症状〕

傷口の状態をよく観察することが重要です。出血が続いているのか、傷は比較的きれいな
のか、傷口に異物が混入しているかなどを観察するとともに、そこより末梢部位の血行、し
びれの有無、全身状態も把握します。

- 傷口が汚れていたら、きれいな水で洗いながします。
- 乾かないように傷パッドなどで覆います。
- 傷口部分ではできるだけ安静にして、腫れや痛みがひどいときには、冷たいタオル
や氷のうで冷やします。
- 止血が必要な場合には、傷口を清潔なガーゼ、ハンカチ、タオルなどを重ねて手
のひらで押さえます。腕などの動脈のキズの場合、キズより心臓に近い動脈を押
さえます。(脈をうっているところを押さえます)
- 感染予防のため、血液に直接ふれることのないようにし、レジ袋などを手にかぶ
せて処置を行いましょう。
- それでも出血が止まらない場合には、さらに布や包帯を巻いて圧迫し、できるだ
け早く医療機関を受診しましょう。

(6-4) 骨折

〔病院に行く前の対応〕

冷や汗や顔が青ざめていたり、児童の状況が悪化している場合には、ショック状態になっ
ている可能性があります。仰向けに寝かせ、体に毛布などをかけ、体温が下がらないような
工夫、配慮をしましょう。

- 指先の色が変わってないか、しびれてないか、骨折部を動かさないように注意し
ながら、神経麻痺と、血行障害のチェックをしてください。
- 症状によって、救急車、タクシー、または保護者に連絡して、近くの整形外科の
病院を受診し、レントゲン検査で骨折をチェックして、きちんとした処置をして
もらってください。

(6-5) 鼻出血

〔主な症状〕

出血部位のほとんどは、外から1～1.5cmのあたりです。したがって外から鼻翼を押し続けている（鼻をつまむ）と10～15分で止血できます。体外へ出た血液は、自然に固まり、出血を止める機序（仕組み）がありますから、慌てる必要はありません。

- 鼻血が直ぐに止まるときは、心配いりません。そのまま安静にして、様子を見ましょう。
- 鼻血が続くときには、背もたれのある椅子などに座り、頭をやや前に傾けて、親指と人差し指で鼻の下部をつまんで圧迫します。
- 冷たいタオルや氷のうで鼻部を冷やすことも大切です。鼻部の圧迫で止血できないときには、清潔なガーゼや脱脂綿を鼻の奥に詰め込みます。詰め込んだガーゼなどは、その一部を鼻から出しておくようにしましょう。
- これらの手当をしても、15分以上出血するなど、大量の出血が続くときには、耳鼻咽喉科のある医療機関を受診しましょう。
- 首のうしろを叩くことはやめましょう。鼻血が喉の奥に入ると、嘔吐の原因になります。

(6-6) 頭部の負傷

意識の有無、出血の有無、患部の状況を確認します。

- 耳もとで声をかけて意識の状態を調べ、同時に、吐いたり、けいれんしていないかを観察します。
- 意識が悪化したとき、嘔吐、けいれんがあるときは、気道の確保や嘔吐物を除去して、救急車を呼びます。
- 意識がはっきりしていれば比較的安心ですが、時間の経過とともに意識の状態が悪くなったり、激しい頭痛を訴える場合もあるので、時間を追って様子を観察します。

頭部のキズについて

- 出血している場合には、傷口全体を清潔なガーゼやハンカチでしっかりとおおって圧迫します。
 - ▶ 直接圧迫止血法（出血している傷口をガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて、しばらく押さえて止血を行うこと）
- 出血がなく、こぶができているときには、氷のうなどで冷やします。過度に冷やすと頭痛をおこしますので注意しましょう。
 - ▶ 氷のうの使い方を参考にしましょう。

(6-7) 噛み傷、擦り傷

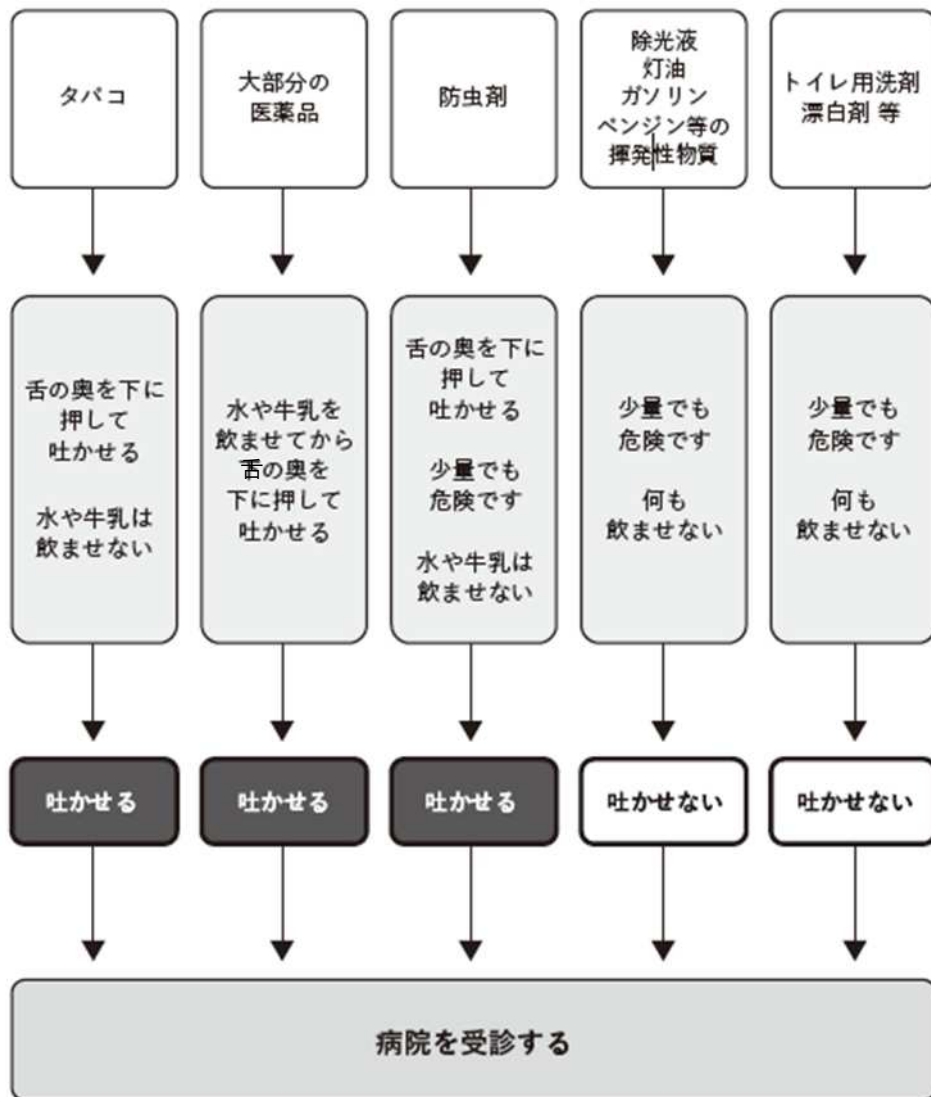
〔主な症状〕

傷口の状態をよく観察することが重要です。出血が続いているのか、傷は比較的きれいな
のか、傷口に異物が混入しているかなどを観察するとともに、そこより末梢部位の血行、し
びれの有無、全身状態も把握します。

- 噛み傷や擦り傷で皮膚がはがれていないときには、水道の水と石けんでよく洗っ
た後に傷パッド等でおおきましょう。
- 皮膚が剥がれて出血している場合には、その部分をよく洗い、傷口全体を清潔な
ガーゼやハンカチ等でしっかりとおおきましょう。
- 大出血している場合
 - ▶ 直接圧迫止血法などを参考にしましょう。
- 傷口の腫れが強いときには、冷たいタオルか氷のうで冷やし、腫れがひかないと
ときには、医療機関を受診しましょう。
 - ▶ 氷のうの使い方を参考にしましょう。
- 患部に何も刺さっていないことを確認します。出血のある場合には、水で洗った
あとに止血します。
- 患部に細かい破片が刺さっている場合には、水で洗いながら、破片を取り除き止
血しましょう。

(7) 誤飲

- 誤飲時の措置は、気づいた時点で吐かせるのが原則です。
- 状況によっては、吐かせてはいけない場合もあります。誤飲したのによって、対応が異なりますので、次のフローチャートを確認しておくことが大切です。



引用：厚生労働省課題研究 平成29年度子ども子育て支援推進調査研究事業
「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」より

(8) 異物の除去

- 児童センターでは、長期休業期間等において、飲食することがあります。飲食中に食べ物が気道に詰まる等、息ができなくなった場合、死に至ることもあります。万が一気道に物が詰まってしまった場合は次に述べる対応を行ってください。
- 気道閉塞のために呼吸ができなくなったとき、親指と人差し指で、のどをつかむ仕草をとることが多いと言われていいます。これは「窒息のサイン」と呼ばれているものです。
- 窒息と判断したならば、直ちに119番通報します。窒息が起きた際に、職員は、児童に対して、直ちに腹部突き上げ法と背部叩打法を行います。

！ 窒息の発見

まず、窒息に気がつくことです。親指と人差し指で、のどをつかむ仕草は、「窒息のサイン」と呼ばれています。



引用：日本医師会 救急蘇生法「気道異物除去の手順」より

○ 119番通報と異物除去～反応がある場合～

腹部突き上げ法

妊婦や乳児では、腹部突き上げ法は行いません。背部叩打法のみ行います。

1. 患者の後ろに回り、ウエスト付近に手を回します。
2. 一方の手で「へそ」の位置を確認します。
3. もう一方の手で握りこぶしを作って、親指側を、患者の「へそ」の上方で、みぞおちより十分下方に当てます。
4. 「へそ」を確認した手で握りこぶしを握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。
5. 腹部突き上げ法を実施した場合は、腹部の内臓を傷める可能性があるため、救急隊にその旨を伝えるか、すみやかに医師の診察を受けさせてください。



背部叩打法 (はいぶこうだほう)

- 患者の後ろから、手のひらの基部で、左右の肩甲骨の中間あたりを力強く何度も叩きます。
- 妊婦や乳児では、腹部突き上げ法は行いません。背部叩打法のみ行います。



引用：日本医師会 救急蘇生法「気道異物除去の手順」より

(9) アレルギー対応

アレルギーについて理解する

▶ アレルギーになるとどうなるのか？

- アレルギーの原因となる物質が入ってくると体が敵とみなして、過敏に反応してアレルギー反応が起きます。アレルギーは、次の症状として現れます。
- 皮膚がかゆくなる
- せき、くしゃみ、鼻水が出る
- 口や喉が腫れたり、喉がイガイガしたりする
- 吐き気、めまい、頭痛がする

▶ アナフィラキシーショック

- ハチに刺されたり、薬を飲んだりすると、短い時間全身にアレルギー症状がでることがあります。命に係わることもありますので、直ぐに救急車を呼びましょう。
- 症状が出て、事前に保護者と連携を取ってエピペンを持っている児童の場合は、それを適切に使いましょう。

▶ 何が原因でアレルギーになるのか？

人によってアレルギーの原因は違うので、児童台帳等で保護者の方に児童の健康状態などは詳細に記入してもらいましょう。

(卵・牛乳・ダニ・花粉・ホコリ・小麦粉・薬・化学調味料・そば・金属・ゴム 等)

• 次の症状が1つでも現れたら、できるだけ早期にエピペンを注射するとともに、救急車を呼びましょう。

アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤(アドレナリン自己注射薬)、それがエピペン®です。



● エピペン®を使用すべき症状	
消化器の症状	<ul style="list-style-type: none">• 繰り返し吐き続ける• 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	<ul style="list-style-type: none">• のどや胸が締め付けられる• 声がかすれる• 犬が吠えるような咳• 持続する強い咳込み• ゼーゼーする呼吸• 息がしにくい
全身の症状	<ul style="list-style-type: none">• 唇や爪が青白い• 脈を触れにくい・不規則• 尿や便を漏らす• 意識がもうろうとしている• ぐったりしている

日本小児アレルギー学会アナフィラキシー対応ワーキンググループ一歩向けエピペンの適応による用
https://www.jpacc.jp/content/epipen/ (2020年2更新)

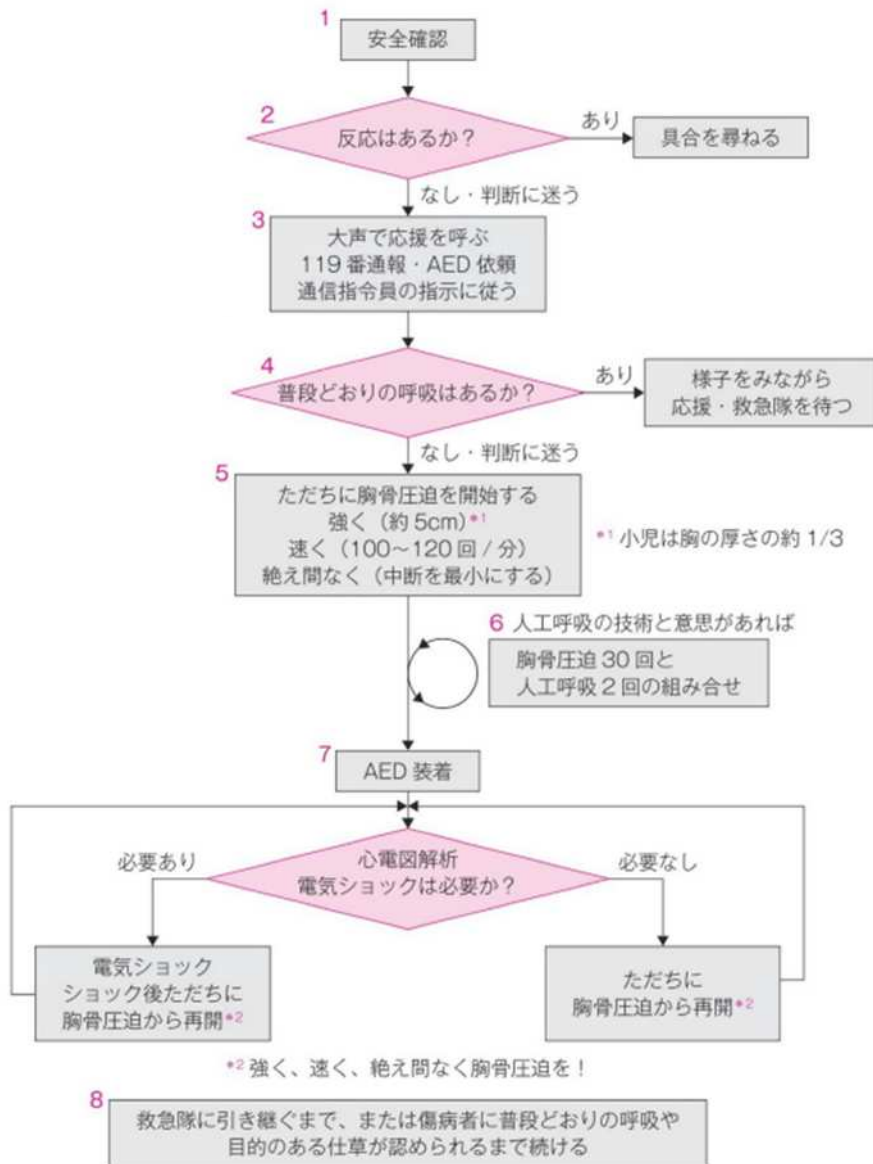
▶ アレルギーを予防するためには

- そばや小麦粉など、児童本人にとってアレルギーの原因となるものを体に取り入れられないようにする。
- こまめに掃除をして、ダニやホコリを取り除くようにする。
- 病院でアレルギーの検査を受ける。

(10) その他の緊急・救命対応 心肺蘇生法/AED

- ・児童が何らかの事故などが原因で、気道がつまったり、呼吸や心臓の停止が起これると、数分の間に死の危険にさらされることになります。その場合、児童の生命を救うために何よりも優先されなければならない手当がここで紹介する「緊急・救命対応」になります。
- ・救急車は、通報を受けてから3分～10分以内に現場に到着しますが、呼吸停止から何も手当をしないで4分経過すると50%しか生命を救えなくなります。緊急・救命対応は、迅速であればあるほど、救命できる確率があがります。

主に市民が行う一次救命処置の手順



引用：日本救急医療財団「救急蘇生法の指針2020（市民用）」より

BLSの手順の概略（JRC蘇生ガイドラインに基づくBLSの手順）

- ① 周囲の安全を確認します。
- ② 「もしもし」「どうしましたか」肩を軽くたたきながら大声で呼びかけます。何らかの応答や仕草がなければ「反応なし」とします。反応がないときは動作③に移ります。
- ③ 反応がない場合は、119番通報とAEDを周囲に依頼（大声で叫んで周囲の注意を喚起します。）
- ④ 反応の有無について迷った場合は119番通報して通信指令員に相談します。
- ⑤ 呼吸の確認：児童に反応がなく、10秒間、呼吸がないか異常な呼吸が認められる場合、その判断に自信が持てない場合は心停止、すなわちCPR（心肺蘇生法）の適応と判断し、ただちに胸骨圧迫を開始します。呼吸していれば回復体位にします。
- ⑥ 胸骨圧迫：CPRは胸骨圧迫から開始します。児童を仰臥位（仰向け）に寝かせて、支援者は傷病者の胸の横にひざまづき、胸骨の下半分を胸骨圧迫の部位とします。深さは胸が約5cm沈むように圧迫しますが、6cmを超えないようにします。1分間あたり100～120回のテンポで圧迫します。複数の支援者がいる場合は、支援者が互いに注意しあって、胸骨圧迫の部位や深さ、テンポが適切に維持されていることを確認します。CPR中の胸骨圧迫の中断は最小にします。
- ⑦ 気道確保と人工呼吸：訓練を受けていない支援者は、胸骨圧迫のみのCPRを行います。訓練を受けた支援者の場合は、頭部後屈あご先挙上法を行い、胸骨圧迫30回：人工呼吸2回のサイクルを繰り返します。この場合、感染症防止の観点から感染防護具の使用が望まれます。
- ⑧ AEDの使用：AEDが到着したらただちに使用します。電極を装着し、手順はAEDの音声ガイダンスに従います。AEDは誰でも使えます。AEDが到着したら、迅速に使用します。AEDはふたを開けると電源が入るもの、電極プラグをさすと電源が入るものがあります。すばやくパッドを右前胸部と左側胸部に貼ります。パッドを貼る部位が濡れていれば、タオルで拭き取り、ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）、湿布等があれば、そこから離します。
- ⑨ 胸部を覆う衣類を取り除き、電極パッドの袋を開けてシールを剥がし、電極パッドを貼ると、直ちに自動的解析が開始されるので、胸骨圧迫を中断し児童から離れます。
- ⑩ ケーブルをAED本体の差し込み口に入れます。「負傷者から離れるように」とのメッセージが流れるとともに心電図解析がはじまります。

※ 8才以下又は25kg以下の児童には小児用パッドを使用し小児用パッドが無い場合は、成人用パッドを使用しますが、パッド同士が触れ合わないよう貼ります。

「みんな離れて！」と注意し、誰も当該児童に触れていないことを確認します。解析の結果により、AまたはBの動作に移ります。

A 電気ショックが必要と解析された場合

- ・「電気ショックが必要です」などのメッセージが流れ充電がはじまります。
- ・充電が完了すると「除細動ボタンを押してください」などの音声流れます。
- ・再び、周囲の人たちに、「みんな離れて！」などの声掛けをしてから除細動ボタンを押します。
- ・その後、再び、解析が行われ、音声メッセージの指示に従って行動します。

B 電気ショックが必要ないと解析された場合

- ・「電気ショックは必要ありません」などのメッセージが流れた場合には、AEDをつけたまま、CPR（心肺蘇生法）を行います。CPR（心肺蘇生法）を実施中にAEDから指示が出た場合には、その指示に従います。

※ 救急隊が到着したら、倒れた状況、行った応急手当、除細動を加えた回数を伝えます。

※ また、救急隊に引き継ぐときは、パッドを剥がさず、電源も入れた状態にしておきます。

〔AEDについて〕

AEDは突然止まった心臓のリズムを心臓に電気ショックを与えることにより、正しいリズムに戻すための治療機材です。心停止の状態がわからない場合、AEDをセットして使用すると、ショックが必要か否かを判断してくれるため、迷わず使用してください。

- ・普段からAEDがどこに設置されているのかを確認しておきましょう。
- ・AEDを一般の人が行うことは、法律的にも認められた行為ですが、何の予備知識もなく、いきなり操作することには、抵抗もあると思われますので、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法の講習会に参加するなど、いざというときに備えることが望まれます。

第2 緊急時の情報収集

(1) 事故が発生した場合

緊急対応をする際、応急処置を行うと同時に、必要な場合は、警察や救急、各関連機関や部署、保護者への連絡を行います。その際以下のような情報を集めておく必要があります。

- 事故の概要（ケガ等の状況把握、いつ、どこで、誰が）
- 要救助者の状況（人数、場所、建物）
- これまでに行った処置
- 当該児童の情報

(2) その後に備えて

保護者への対応、今後の危機管理のために

- 発生日時、場所、人数、状況：報告書の作成、提出
- 事故の場合の現場の保存と写真：客観的で詳細な情報を得るために
- 聞き取り調査記録：加害者、被害者、周りの子どもたちから話を聞く必要があります。その際には、子どもたちの気持ちや状態に注意や配慮が必要です。誰がどのように聞き取りを行うのが適切かを決めてメモをとりましょう。

※30日以上を負傷を伴う事故については、県経由で国への報告が必要となります。

第3 日常の安全点検

安全点検は、「日常的に活用する場所・備品」と、「普段積極的には活用しない場所・備品」に分けられるため、①毎日の確認、②毎月の確認、③毎年の確認などを「安全点検表」に記入し、毎月担当課へ提出しましょう。

- 点検項目については、「消防計画」の「別表1（日常検査表）」P98 及び「別表2（定期自主検査表）」P99を参照。

■安全計画Ⅱ（感染症対策）

第1 衛生管理について

(1) 日常の衛生管理・指導

生活の中で、児童自らが自分の健康を守る力を身に付けられるようにする。

- ▶ 児童センターに来た時、遊んだ後に手洗い、うがいをするを習慣にする。
- ▶ 食事をする前には石鹸で手洗いをするを習慣にする。
- ▶ 食事の後は歯磨き等をするを習慣にする。
- ▶ コロナ禍において、児童の触れるところは、特に、消毒の回数を増やす。

- ・ 児童クラブ室、トイレは毎日掃除し、定期的に消毒をする。
- ・ 食中毒が出やすい時期には、手指をよく消毒をする。

★職員等の自身の健康・衛生管理

- ・ 定期的に健康診断を受けて、感染症に罹患（病気にかかること）していないか確認する。
- ・ 手洗い、うがいを励行して感染症を予防する。
- ・ 爪を短くする。
- ・ 体調が悪いときは、無理をせず、休みを取って休養する。

★児童への指導

児童の体調管理や危険行為を事前に阻止するためにも、日頃からの観察をしっかりとやってみよう。

- ・ 児童センターに来た時、遊んだ後に手洗い、うがいをする。
- ・ 食事をする前には石鹸で手洗いをする。
- ・ 咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときには我慢せずに職員に伝える。
- ・ 咳が出るときにはマスクをする。（感染症が流行っている時は、全員マスクを着用）
- ・ 感染症拡大予防時には、3密（「密閉」「密集」「密接」）を避ける行動をする（次ページの「(2) 新しい生活様式」を参照）

★クラブ室内

- ・ こまめに掃除をして、常に清潔に保つ。
- ・ コロナやインフルエンザ等の感染症が流行する時期には、時間を決めて換気する。また、湿度を保つ。
- ・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス）が流行する時期には、トイレのドアノブなどを消毒する。

(2)「新しい生活様式」

◎ 基本的感染対策（厚生労働省）

感染防止の3つの基本： ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☆人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ☆遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- ☆会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- ☆外出時、屋内にいる時や会話をする時は、症状がなくてもマスクを着用
- ☆家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- ☆手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

◎ 上記に追加する児童センターの対応

- ① 受入れ時は、児童の健康チェックから（朝は家庭で健康チェックを）
- ② 活動前後は、必ず手洗いをする
- ③ 冷暖房中でも換気を
- ④ 利用する部屋は、できるだけ分散できるように工夫を
- ⑤ 熱中症が心配される時期の外遊びでは、マスクをつけない
- ⑥ 児童は必ず水筒持参、暑い時期や長期休業中は多めに
- ⑦ 室内の遊具は、できるだけ消毒する
- ⑧ 家にいられる子はできるだけ家で過ごしてもらうよう各家庭に協力を依頼する

★食べ物管理

- ・適切な保存を徹底する。
- ・児童がお弁当を持参する場合には、中身が傷まないように保冷するよう周知する。

★感染情報の把握と情報発信

- ・学校や市、保健所から感染情報が迅速に伝わる連絡体制を整備する。
- ・感染に関する情報について保護者にも情報提供をする。また、予防方法を伝える。

(3) 新型コロナ感染症の疑いがある児童及び職員が出た場合の対応(例)

※下記は感染症対応の(例)であり、実際の感染状況のフェーズにより対応が異なります。
職員インフォメーションの「新型コロナウイルスに係る職員関連情報」に留意ください。

① 事態の把握

児童(職員)への連絡確認

- ・ 児童の症状
- ・ 発症からの経緯
- ・ PCR 検査結果判明の日時
- ・ 家族(同居)の状況
- ・ マスクの着用状況
- ・ 児童センター内での行動
- ・ 児童センター外での行動 ※感染リスクのある行動の有無

② 児童センター内での確認事項

児童センター内での行動履歴調査、休業範囲の事前検討

※結果が陽性の場合に備え、濃厚接触者に 該当しそうな児童(職員)を特定

③ 検査結果に応じた対応

《陰性の場合》

- ・ 報告

《陽性の場合》

- ・ 報告
- ・ ①及び②で確認した内容をまとめ、対応を保健所(担当課)等に相談
- ・ 濃厚接触者に利用停止の指示
- ・ 臨時休業の検討
- ・ 児童センター内の消毒
- ・ 保護者への連絡準備

④ 臨時休業児童センターの対応

- ・ 公表内容の整理
- ・ 児童、保護者へ連絡
- ・ 感染者、濃厚接触者以外の児童への対応・いじめ防止

第2 感染症対策の基本

児童センターは、多くの児童が利用するため、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に日々努めなければなりません。感染症やその他の疾病については、発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて保健所等に連絡し、その指示に従うことも求められています。

- 感染症対策については、正しい理解と児童センターに関係するすべての人たちの予防・感染防止対策が重要です。
- 児童センターを利用する児童や職員の健康・衛生管理が特に大切になります。①健康状態のチェック（風邪・発熱・下痢等の症状の有無）②手洗い③消毒の徹底④咳エチケットの励行⑤感染が疑われる場合は、勤務を交代する。
- 児童センター内の衛生管理については、環境の清潔を保つこと、整理整頓を心がけ、清掃を行います。また、おもちゃや多くの人に触れた設備（ドアノブ、取手など）は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行きましょう。
- 利用者の排泄物・嘔吐物を処理する際には、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、消毒します。処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行います。
- 感染症の発生・流行を予防するには、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を、注意深く観察することが重要です。「いつもと様子が違う」と感じたら要注意です。必要に応じて、感染が疑われる方については児童センターの利用を制限することも検討する必要があります。

（1）基本的な感染症対策

▶手洗いの基本と注意事項

- まず手を流水で軽く洗う。
- 石けんを使用するときは、固形石けんではなく、液体石けんを使用する。
- 手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
- 爪は短く切っておく。
- 手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
- 手を完全に乾燥させること。
- 共同使用する布タオルは禁止する。
- 手の除菌を図るためには、抗菌性石けんと流水による手洗いまたはアルコール含有速乾式手指消毒薬の使用が優れている。

(2) 新型コロナウイルス対策

▶新型コロナウイルス感染症

一般的に、飛沫感染(※1)、接触感染(※2)で感染するといわれ、閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

(※1 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することをいう。)

(※2 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後に、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく、他の方がそれに触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することをいう。)

また、新型コロナウイルスでは、発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人に感染させる可能性があるとしており、また、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病体保有者(症状はないが検査が陽性だった者)からも、感染する可能性があるとしてされています。

▶対処方法

このような状況を踏まえ、感染を予防する手立てを講じる必要があります。

- ・ 3密(密閉・密集・密接)を回避する
- ・ マスク着用(熱中症対策時は、外すこともあるが、外した際の活動方法には十分注意をする)
- ・ こまめに手を洗う(石けんでの手洗い、アルコール消毒)
- ・ 洗っていない手で目や鼻・口などを触れない
- ・ 手で触れる共用部分や使用したおもちゃ等の消毒を実施する
- ・ 各児童センター配置のオゾン空気洗浄機を活用し、室内やおもちゃ等の消毒を実施する

3密回避のうち、密閉については、換気を十分に行うこと。風の流れることができるよう、2方向の窓を開ける。常時開けておくほか、状況によっては、1回に数分間程度全開を、毎時2回以上確保し換気を行う対策を実施する。

密集・密接については、児童センターの環境や子どもたちの状況から完全に回避することは難しい。上述にある「新しい生活様式」のとおり、身体的な距離を保つ、室内よりは外での活動(または、室内と外遊びの2部制)をする、会話(マスク着用)や食事等は真正面でも向かい合わない位置(できる限り、一方方向)、遊び方も一方方向になる工夫等できる限り回避する対応をする。

マスク着用(熱中症対策時に外すこともある、着用しない時の活動に注意する)、こまめな手洗い・消毒、なるべく子ども同士距離を保つような活動の工夫等、感染症予防対策を組み合わせ対応する。

▶感染症拡大を防止する対策

職員自身が、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、頭痛、倦怠感など、その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が現れた場合（本人ではなく、同居の家族等に現れた場合も含む）は、出勤を控えることが必要です。また、利用児童の体調の様子もよく観察し、症状が現れた場合やいつもと違った様子が現れた場合は、早急に保護者へ連絡しお迎えをお願いする対応も必要です。

（3）ノロウイルス対策

▶ノロウイルス感染症

ノロウイルス感染症は、急性胃腸炎を引き起こす、ウイルス性の感染症です。長期免疫が成立しないため何度もかかります。主に冬場に多発し、11月ごろから流行がはじまり12月～2月にピークを迎えますが、年間を通して発生します。原因ウイルスであるノロウイルスの増殖は人の腸管内のみですが、乾燥や熱にも強いうえに自然環境下でも長期間生存が可能。感染力が非常に強く、少量のウイルス（10～100個）でも感染・発症します。

▶症状

ノロウイルスは体内に入った後、小腸の上皮細胞で増殖し、胃の運動神経の低下・麻痺が伴うために主に「腹痛・下痢・吐き気・嘔吐」の症状を引き起こします。潜伏期間は12～48時間です。胃をひっくり返すような嘔吐もしくは吐き気が突然、強烈に起きるのが特徴です。発熱は約37～38℃の軽度で、嘔吐や腹部膨満感といった症状が見られます。発症後、通常であれば1～2日程度で症状は治まります。

▶対処方法

ノロウイルスは、特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者が感染すると、「脱水症状」になりやすいので、症状が少し落ち着いた時に、少しずつ水分補給を行ってください。（乳幼児の場合、ジュースや牛乳などの濃い飲みものを与えたり、一気に飲ませると吐き戻してしまうことがありますので注意してください。）

脱水症状がひどい場合には、病院で点滴を行うなどの治療が必要となります。尚、下痢症状がひどいからと言って、強い下痢止めを服用すると、ウイルスが腸管内に留まり、回復を遅らせることがありますので注意しましょう。また嘔吐物によって気道が塞がり、「窒息」を起こすことがあるので、児童の状況をよく観察することが大切です。

▶汚物処理の方法

- 嘔吐物や排泄物には、ノロウイルスが大量に含まれている可能性があります。そのため、感染の拡大を防ぐために、「すばやく適切に処理する」、「乾燥させない」、「消毒」する必要があります。
- 二次感染を防ぐためにも、床に着いた汚物に、直接触れないようにします。手袋

は、2枚重ねにして使用します。水分の染み込まないビニール性でひざ下までのガウン、もしくはエプロンを着用し、しゃがんで処理を行う時に衣類への飛び散りを防ぎます。

▶塩素系消毒液の作り方

- 消毒は、塩素系消毒を使用します。
市販されている家庭用塩素系漂白剤（塩素濃度は約5%）を使用した場合の調整方法。
水5リットルに対して以下の量の漂白剤を加えます。（キャップ1杯が、約25ミリリットルの場合）
濃度0.02%（200ppm）を作りたい場合：20ミリリットル（キャップで1杯弱）
濃度0.1%（1,000ppm）を作りたい場合：100ミリリットル（キャップで約4杯）

■安全計画Ⅲ（防犯対策）

第1 外部からの侵入者への対応

(1) 不審者とは

正当な理由がなく施設内や施設の敷地に入り込む、また入り込もうとしている人を指す。

(2) 不審者の侵入防止

① 日常の取組

ア 日常の点検

- a.来所児童の把握、活動場所を確認する。
- b.活動場所の施錠・解錠箇所を確認する。(門・フェンス・外灯・窓・出入口・避難口・鍵等の状況を点検する。)
- c.防犯用具の整備と使用訓練をする。(防犯ブザー、携帯電話、さすまたなど)

イ 不審者が侵入した場合を想定した児童への指導

児童に対し、不審者が侵入した場合の対処方法について、指導や注意を喚起する。

- a.不審者らしき情報は職員に素早く伝える。
- b.職員からの指示があった場合はそれに従う。
- c.職員が近くにいないければ、侵入者から遠ざかる方向に逃げる(仲間に伝える)
- d.逃げる途中で出会った職員の指示に従う。

② 児童センター内外の巡回

活動中の職員は、適切に配置するとともに巡回を徹底し、不審者等の早期発見、児童のけが防止に努める。(特に目の届かないところでの遊びは制限する)

- a.屋外活動にあたっての注意事項を職員が指導したり、家庭でも話し合えるように働きかけたりする。
- b.消火器は、屋外活動中は庭側の場所に設置する。

③ 関係機関・保護者との連携

ア 職員内で緊急時の連絡先(警察・消防・救急病院・医院・市町村)の確認と連絡の方法を周知徹底しておく。

イ 地域の不審者情報の入手経路(個人・学校・保育園・幼稚園等)と入手後の対応について確認しておく。

ウ 保護者と安全対策を共有しておく。

- a.児童のお迎えは、原則として保護者が行うことを保護者に徹底する。
- b.保護者以外の方がお迎えにくる場合は、その都度職員が保護者に確認する。
- c.施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意喚起する。

(3) 不審者が侵入したときの対応

- ① 施設内に侵入しようとした不審者が、職員などの指示で児童センター外に退出した場合は、しばらく行動を注視する。
- ② 施設内に侵入しようとした不審者に職員などが注意を促すが、侵入を食い止められなかった場合は、職員は次の方法で対応する。

ア 職員などの対応で侵入が食い止められなかった場合など

- | |
|-------------------------------------------------------|
| a. 大声を出すとともに、火災報知器・警備への連絡・ホイッスル・防犯ブザーなどにより周囲に危険を知らせる。 |
| b. 児童を危険が少ないと思われる方向へ避難させる。 |
| c. 警察または最寄りの駐在等、関係機関へ連絡する。(パトロール要請など) |

イ 侵入者が凶器を所持していた場合など

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| a. 不審者をできるだけ刺激しないようにし、慎重に対応する。的確かつ迅速に警察へ通報を行い、警察官が現場に駆けつけるまでの間は児童の安全確保を第一に対処する。 |
| b. 身の危険を感じた場合は無理せず、避難する。(緊急時のために防犯スプレーを用意するのもひとつの方法) |
| c. 児童の安全確保上から不審者を近づけない方法を考えておく。(例：イス・消火器・さすまたなどを準備) |

(4) 防犯のための避難訓練

① 計画

あらゆる状況を想定して、訓練計画を作成します。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 不審者の発見、施設外への立ち退き要請・ 職員への情報伝達、児童への注意喚起、児童の安全確保と避難誘導・ 警察への通報、市役所・保護者等への連絡 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

万が一の時に備えて、さまざまな事態を想定した訓練により、できる限り被害を少なくすることを皆で考えることも大切です。

② 準備

▶ 不審者侵入時に誰が何をするのか、役割を分担しておきましょう。

(「消防計画」の「別表3 (自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制) P100 を参照)

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 通報、避難誘導などの役割を分担し、誰の誘導でも行動できるようにしましょう。・ 出席点検は必ず始業時に行いましょう。また避難誘導體制に入ると同時にもう一人の職員が児童の防護にあたります。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 児童に非常時の合図（非常ベル・携帯ブザー・合言葉）を知らせておきます。
- 非常の合図があったら、すべて動きを止めて職員の指示を待つよう指導します。ふざけたり、騒いだり、身勝手な行動をする子どもなど、生命の安全を守るための指示に従わない子どもは厳しく注意します。

③ 実施

- 責任者の指示に従って敏速な行動で安全に誘導します。
- 建物内・外への避難指示は非常の合図（非常ベル・携帯ブザー・合言葉）で簡潔に隔々まで行き渡るようにします。
- むやみに恐怖心をあおったりしないように「危ない」「にげて」などの言葉で指示をせず、児童を静かに座らせて人数を確認し責任者に報告します。
- 残留児がないか、各室、便所を点検して児童の有無を確認します。

④ 検証

- 状況に応じて、職員は的確に行動できたかを確認します。
- 児童を安全に避難誘導できたかを確認します。

■安全計画Ⅳ（防災対策）

第1 防災（災害）対策 — 基本

（1）災害対策の基本

- 日本は自然災害がとて多い国だと言われています。今後、児童センターがある地域において、どのような災害が起きるか分かりません。
- しかし、日頃の備えや訓練をしっかりとしていれば、いざという時に役に立ち、被害を最小限に食い止めることもできるでしょう。

（2）防災訓練の意義

- 職員が、いざという時に慌てず、適切に行動できるようにしておくことが大切です。また、職員や児童だけではなく、地域の方も訓練に参加することにより、児童センターと地域との連携や助け合いの気持ちが生まれます。
- 訓練は、行事や遊びの延長ではなく、児童を含めて一人ひとりが防災に関心を持ち、適切に行動できるようにすることが重要です。

（3）防災訓練の実施

① 計画

あらゆる状況を想定して、訓練計画を作成します。

災害の種類・・・火災、地震、台風、風水害
曜日・時間・・・平日、土曜日、午前・午後

万が一の時に備えて、さまざまな事態を想定した訓練により、できる限り被害を少なくすることを皆で考えることも大切です。

② 準備

▶災害時に誰が何をするのか、役割を分担しておきましょう。

（「消防計画」の「別表3（自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制）P100を参照）

- 通報、連絡、救助、避難誘導、消火など、さまざまな役割があります。
- 児童センター周辺の地理を理解しましょう。また、第一次避難場所や避難経路を確かめておくことも重要です。
- 安全マップを児童と一緒に作り、避難経路や安全な場所の確認を事前に学習しましょう。

③ 実施

- 責任者の指示に従って敏速な行動で安全に誘導します。
- 慌てない。児童に不安や恐怖心を与えないよう落ち着いて行動します。
- 避難前、避難後の児童の人数を確認する。

④ 検証

- ・状況に応じて、職員は的確に行動できたかを確認します。
- ・児童を安全に避難誘導できたかを確認します。

(4) 避難に必要な用具

職員等が持つ物は最小限にします。

- ▶非常持ち出し書類等は、常に整理しておきましょう。
- ▶非常時に必要な物と非難用具（ヘルメット、誘導ロープ等）を準備しておくこと。
- ▶非常持ち出し袋に入れておきたい物品
（「消防計画」の「別紙（非常持ち出し）P101を参照）

- ・軍手・懐中電灯・常備薬
- ・水・非常食
- ・ラジオ
- ・マスク・ティッシュペーパー
- ・予備電池など

(5) 避難誘導

安全な場所（あらかじめ避難場所を決めておく）へ避難誘導します。

（火災の場合）

- ・防災担当者は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。
- ・出火場所と反対に移動する。風向きを考え風下に誘導します。
- ・「体を低くして！」、「煙を吸わないように！」などのことば掛けを行いましょう。
- ・ハンカチなどで口や鼻を覆いましょう。ないときは手で口や鼻を覆いましょう。
- ・できるだけ姿勢を低くしましょう。煙は高いところにあがります。
- ・屋内では壁伝いに移動しましょう。煙が充満すると周りが見えなくなります。

（地震の場合）

- ・大きな揺れが収まったら、利用者と避難経路の安全を確認してから避難します。
※火災発生時は火災対応を含め安全な場所へ避難誘導します。

第2 防災（災害）対策 一 火災

（1）火災発生の基本

① 早く知らせる

- ・「火事だ」と大声で助けを求める。
- ・小さな火事でも、ただちに119番通報する。

② 早く消火する

- ・出火から3分以内に、消火器で消火する。
- ・消火器がなければ、濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。

③ 早く逃げる

- ・天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。
- ・避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

（2）初期消火

① 出火場所を確認する。

② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、素早く火の始末をする。

③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。

（3）消防・119番へ通報

通報の（例）

「こちらは〇〇児童センターです。火事です。
出火元は児童センターの事務室です。消防車の出動をお願いします。
住所は、荏崎市〇〇町〇〇番地です。
私は児童センターの〇〇〇〇です。

第3 防災（災害）対策 — 地震

（1）地震発生時の基本

繰り返し、大きな地震の被害を受けてきた日本列島では、今後、いつ、地震が起きても不思議ではないと言われています。地震の被害を少なくするための心がけや、ちょっとした工夫でできる地震対策の方法を紹介します。

- 備品の設置場所を工夫する。
- 出入り口から離れた場所におく。
- じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には危険物を置かない。
- 備品や照明器具を固定する。
- 耐震家具は壁を選んで取り付ける。
- 家具を使えないときは粘着テープで固定する。
- 家具と天井のすき間を段ボールでうめる。
- テレビと台は、バンドで固定する等、転倒防止グッズを利用する。
- ガラスで怪我をしないよう対策する。

（2）室内で地震が起きたときの対応

地震が起きたときどのように行動すればよいか。基本的な行動パターンを覚えて、いざというときに、慌てずに対応できるようにしましょう。

① まず身の安全を守る

- 丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れがおさまるのを待ちましょう。
- テーブルなどが近くにないときは、座布団やクッションで頭を守りましょう。まずは、身の安全を守ることが大切です。

② 火の始末を

- 揺れが小さい時にはすぐに、大きい時には揺れがおさまってから火を消します。
- 慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をしましょう。また、ガスの元栓を閉め、念のため電気のブレーカーを切りましょう。

③ ドアや窓を開け出口を確保

- 地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがあります。外に避難できるように出口を確保しましょう。
- その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくとよい。

④ 慌てて外に飛び出さない

- ・慌てて外に飛び出すと、窓ガラスの破片などが落ちてきて思わぬケガをすることがあります。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動しましょう。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避けて、1か所に児童を集める

- ・割れたガラスの破片などでケガをする恐れがあります。
- ・室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにしましょう。
- ・ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉めると良いでしょう。
- ・揺れがおさまってから、安全な場所に児童を集めます。

⑥ 正しい地震情報の収集を

- ・間違った情報に惑わされないように、テレビやラジオ、防災行政無線などから正しい情報を得るようにしましょう。
- ・地震の規模や被災状況に応じて、避難場所へ誘導するか、利用者を帰宅させるか判断します。

⑦ 塀や自動販売機には近づかない

- ・ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになる恐れがあります。地震が起きたらすぐにブロック塀などのそばから離れましょう。
- ・たれ下がった電線には触れないことを知らせましょう。

(3) 屋外で地震に遭遇したら

- ・児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。
- ・遊具で遊んでいる児童は中断させます。
- ・児童を安全な場所に集めたら、職員等、大人が児童を囲んで安心感をあたえたり、児童の気持ちを落ち着かせます。
- ・地割れが発生している場合には近づかないこと。建物等からの落下物が予測される場所にも近づかないようにします。
- ・橋や遊歩道は急いで渡るようにします。

(4) 災害用伝言ダイヤル171を活用しましょう

- ・171伝言ダイヤルは、被災時に電話が繋がらなくなったときに、伝言を残したり、聞いたりすることのできるサービスです。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生	
① 171をダイヤル	171			
② 録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、贈証番号を利用する録音は3、贈証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
	(贈証番号なし)		(贈証番号あり)	
	1	3	2	4
	[ガイダンス] 4桁の贈証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の贈証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方のご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい			
	0 XXX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。				
④ メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX (贈証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。びっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。びっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生	
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。		
⑤ 終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 **災害用伝言ダイヤル(171)**

第4 緊急時の情報収集

被害を出さない、拡大しない、冷静な判断をするために、どこの情報をもとに判断を出すのかを考える必要があります。事前に地域を合わせた災害時の情報収集元をリサーチして一覧にしておきます。

例：大雨警報があれば、川の増水状況によって直ちに避難が必要かもしれません。落雷の恐れがあるとすれば、屋外での遊びを制限することも必要になります。

(1) 情報源

- ・テレビ ・ラジオ ・コミュニティ放送 ・新聞 ・インターネット
- ・防災無線 ・市からの緊急防災情報 ・防災・災害アプリ

(2) 必要な情報

- ・市の対策状況：避難情報の有無 ・特別警報
- ・地震情報：震度、余震状況、更なる地震発生の可能性
- ・道路規制情報：指定避難場所は適切か、避難経路の選択
- ・防災情報（防災情報提供センターHP：国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)

- ・気象情報
- ・雨量や川の水位
- ・河川の映像
- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・臨時情報：南海トラフ巨大地震の発生が高まった際に出される情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 （注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

引用：内閣府「防災情報のページ」より

これらを頼りに適切な避難指示を出すことが求められます。避難が空振りになっても危険だと思ったら対応することを心掛けた方がよいでしょう。また、随時、現在の状況などの情報を職員で共有することも大切です。

(3) その後に備えて

今後の危機管理、防災のために

- ・発生日時、場所、人数、状況：報告書の作成、提出
- ・現場の写真：客観的で詳細な情報を得るために
- ・破損個所の確認と修復箇所：応急処置とその後の修理の必要性を確認します。

第5 定期的な訓練の実施

(1) 職員の訓練

- 児童の安全に関する研修会等に参加する
- 不審者情報の連絡が入った際、手立ての確認
- 防犯器具、機材を使用するための研修、訓練を実施する
- 定期的に火災や災害を想定した実施訓練を行う
- 実施した避難訓練について、事後の反省を行う
- 安全についての自己学習を行う
- 外部専門家を招き、訓練内容について外部評価を受ける

(2) 保護者との連携

- 緊急時に保護者と連絡を取り合う体制が構築されている
- 発災時の児童の引き渡し方法を保護者も含めて確認
- 食物アレルギーの児童の保護者と緊急時の対応を確認

(3) 児童との訓練

- 不法侵入を想定した訓練を児童と行う
- 災害を想定した訓練を児童と行う
- 児童に対し、不審者から身を守る知識・方法を教える

(4) さまざまな訓練の基本

- 予測できない災害の発生時には、限られた職員で、児童の安全安心を守らなければなりません。訓練の実施を積み重ねることが有効なのは、児童や職員が、災害時を疑似体験したり、支援のあり方をシミュレーションすることができることにあります。

(5) 多様な訓練の実施を

- 1年のはじめに、毎月の訓練内容、担当者を決めておきましょう。
- 訓練はあらゆる時間帯を想定して行いましょう。
- 訓練内容についても、火災だけではなく地震、水害、救急、不審者対応など、多様な訓練を実施しましょう。

■安全計画（別紙資料）

児童センター 安全計画 (年度)

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検 (専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアル(指針)の策定・共有

分野	策定時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
事故対応	年 月 日	年 月 日	
感染症対策	年 月 日	年 月 日	
防犯対策	年 月 日	年 月 日	
防災対策	年 月 日	年 月 日	

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4～8 月	9～12 月	1～3 月
1 年生			
2・3年生			
4 年生以上			

(2) 保護者への周知・共有

	4～8 月	9～12 月	1～3 月

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等（設備運営基準第6条第2項の規定に基づき定期的を実施する避難及び消火に対する訓練）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取組						
参加 予定者						

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取組						
参加 予定者						

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定時期 (時期と回数を記載)	参加予定者
119 番通報訓練		
救急対応 (心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)		
不審者対応訓練(110 番通報訓練等)		
来所・帰宅時における非常時対応訓練		
感染症まん延時の連絡対応訓練		
その他 (送迎時における見落とし防止等)		

(3) 職員への研修・講習

4～8 月	9～12 月	1～3 月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

--

4. 再発防止策の徹底

ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等

--

(参考) 実施時期と取組内容

放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度開始前 <small>※取組が不十分の場合は速やかに</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、放課後児童クラブ等職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報等）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体等が実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・中途採用者等のための研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に事業所・施設での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢や学年別の指導方法を定める ・特に新小学一年生に対する来所・帰宅時における安全教育や非常時対応に関する指導内容を定める
7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す ・冬季における来所・帰宅時における安全教育や非常事態対応に関する指導内容を再確認する
随時 <small>※職員の採用時又は放課後児童クラブ利用児童の入所時</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に事業所での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 <small>※ヒヤリ・ハット事案含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、放課後児童クラブ等職員や保護者に周知する

(参考) 地震発生時の避難行動・指示の(例)

(1) 一次避難 ●は職員の発言		
状況(想定)	職員の行動・指示	児童の行動
<p>【地震発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行困難な揺れが1分以上続き天井や壁等が崩落する。また、本棚やロッカー等が転倒、蛍光灯や時計などが落下し飛散する。 ・児童が不安や恐怖で泣き叫び、職員の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったりする。 ・自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。 ・職員が負傷する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の始末をする。(ガス元栓を閉める) ・ドア、窓を開け避難口を確保する ・職員は強く大きな声で <ul style="list-style-type: none"> ●「言う事を聞け」 ●「外へ飛び出さな。真ん中に集まれ」 ●「テーブル、机の下にもぐって、足をしっかり握れ」 ●「近くの本や座布団などで頭を守れ」と指示し、落下物や転倒物から身を守らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の指示に従い、各自の勝手な行動・言動をしない(“おはし”の遵守) ※お：おさない は：はしらない し：しゃべらない も：もどらない ・慌てて外に飛び出さない ・テーブルや机の下にもぐり、落下物から身を守る ※蛍光灯や天井落下の危険性はあるが、壁や窓の崩落よりは危険度の低いクラブ室中央に集まる
<p>【主要動収束】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センターからの避難経路は、ガラスの破片や倒壊した備品等が散乱している可能性が高い。 ・恐怖のあまり動けなくなった児童や負傷した児童がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブでの負傷者の有無の確認と救護を行う。 ・職員は強く大きな声で <ul style="list-style-type: none"> ●「周囲に怪我をした者はいないか」 ●「本や鞆で頭を保護しろ」 ●「△△から順番に外へ出ろ」「走らない」「しゃべらない」「押さない」 ・できるだけ上級生が下級生に付き添える形で避難経路に誘導する ・緊急持ち出し品を携行し、逃げ遅れた児童の有無を確認しつつ1次避難先に避難する ・火災が発生した場合は避難誘導を優先 ※煙を吸い込むと意識を失う可能性があるため、(可能であれば)ぬれたハンカチやタオルを口に当てて、低い姿勢で逃げるように声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要動の収束後、ただちに本、鞆など頭部を保護する ・職員の指示に従い、特に“おはし”を守る ・上級生は(出来る限り)下級生の避難に留意して自身も避難を行う
<ul style="list-style-type: none"> ・施設外(公園等)で地震が発生した場合は、遊具などからは急いでおろし、壁や塀など倒壊の恐れのあるものから離れ、中央の一角所に集める ・避難経路の廊下や、施設脇等で余震を感じたら、中央でふせ、落下物から身を守る 		

(2) 一次避難先での行動 ●は職員の発言		
状況（想定）	職員の行動・指示	児童の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・主要動の収束後、大きな余震が次々に発生する ・児童センターが地域の避難先に指定されていることから、地域住民が集まってくる ・児童引き取りの保護者が集まってくるので、混乱が起こりやすい ・季節や天候によっては2次被害を予防する措置が必要となる 真夏：熱中症 真冬：風邪、凍傷 ※雷雨や暴風にも留意が必要 	<p>①〔即時対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次避難先への集合が完了したら、人員点呼を行い、行方不明者の有無を確認 <ul style="list-style-type: none"> ●「学年ごとに整列して座れ」 ●「指示された（されている）人はいない人、怪我をしている人の有無を報告する」 ※下級生は隊列の内側へ並ばせる ・負傷者の応急手当をする →必要に応じて救急車の要請を行う 健康に留意すべき児童の健康状態を連携する <p>②〔2次対応〕無理な対応は禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の搜索活動をする →必要に応じ救助、救急車の要請を行う ・消火活動を行う <p>③〔3次対応：児童センター設備の点検〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被災状況を確認する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 天井、壁などの損壊有無 <input type="checkbox"/> 窓、電球の破損、飛散状況の確認 (清掃し利用可であるか) <input type="checkbox"/> 水道、電気、トイレの利用可否 <input type="checkbox"/> ガス漏れ有無の確認（利用しない） <p>④〔4次対応：情報収集〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の様子やラジオ等により、火事の危険性を確認 <p>⑤〔5次対応：報告対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者は児童センターの被害状況を整理し関係各所に状況の報告を行う <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> こども子育て課、小学校 <input type="checkbox"/> 保護者（アプリー斉送信、災害伝言ダイヤルなど） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防、警察など 	<ul style="list-style-type: none"> ・1次避難先へ出たら班ごとに集合 ・指示された（されている）人は人員点呼、負傷者の有無を確認し報告する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>災害発生の時間によっては、登所途中、移動途中の児童の引き取り</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>2次避難を判断</p> </div>

(参考) 避難経路の貼紙 (避難経路を記入した地図を添付)

児童センター 避難経路

経路①

所要時間 通常時 _____ 分

児童センター



【避難所】

経路②

所要時間 通常時 _____ 分

児童センター



【避難所】

(参考) 避難先掲示の貼紙 (避難所(避難先)までの地図を添付)

保護者の方へ

児童センター

児童は職員と一緒に

へ

避難しています

■ 避難先住所 蕪崎市〇〇町〇〇番地

電話番号 〇五五1-〇〇-〇〇〇〇

■ 児童センター職員携帯番号

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

■ 業務継続計画（BCP）

I 総則

第1 想定するリスク

(1) 感染症

児童福祉施設等では感染症全般について対策が必要となるが、業務継続が危ぶまれる感染症として、本計画では新型コロナウイルス感染症を想定します。

(2) 自然災害（地震）

蕪崎市地域防災計画に記載されている被災を想定します。

地震の被災想定（釜無川断層地震）

- ・震度：震度6弱以上
- ・震動：市の半数の建築物に被害
- ・火災：初期消火の失敗による炎上、延焼拡大
- ・電力：67.74%が停電被害
- ・医療：外来対応能力の不足、他医療圏への長距離搬送

(3) 自然災害（風水害）

蕪崎市地域防災計画に記載されている被災を想定します。

風水害震の被災想定

浸水：浸水想定区域内

- ・蕪崎児童センター（0.5m～3.0m）
- ・北東児童センター（0.5m未済）
- ・北西児童センター（0.5m～3.0m）

土砂災害：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・北西児童センター（土石流 ※敷地の一部）

第2 策定の目的

施設の職員等、利用する子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることを策定の目的とします。

第3 本計画の位置づけ

災害時等の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にし、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるよう、事前に必要な準備を行うためにBCPを策定します（図1-1参照）。



図 1-1 児童福祉施設等が作成する各種計画と BCP の関係性

* 避難確保計画を策定しているのは、水防法における要配慮者利用施設（児童センターは非該当）。

第4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

Ⅱ 事前対策

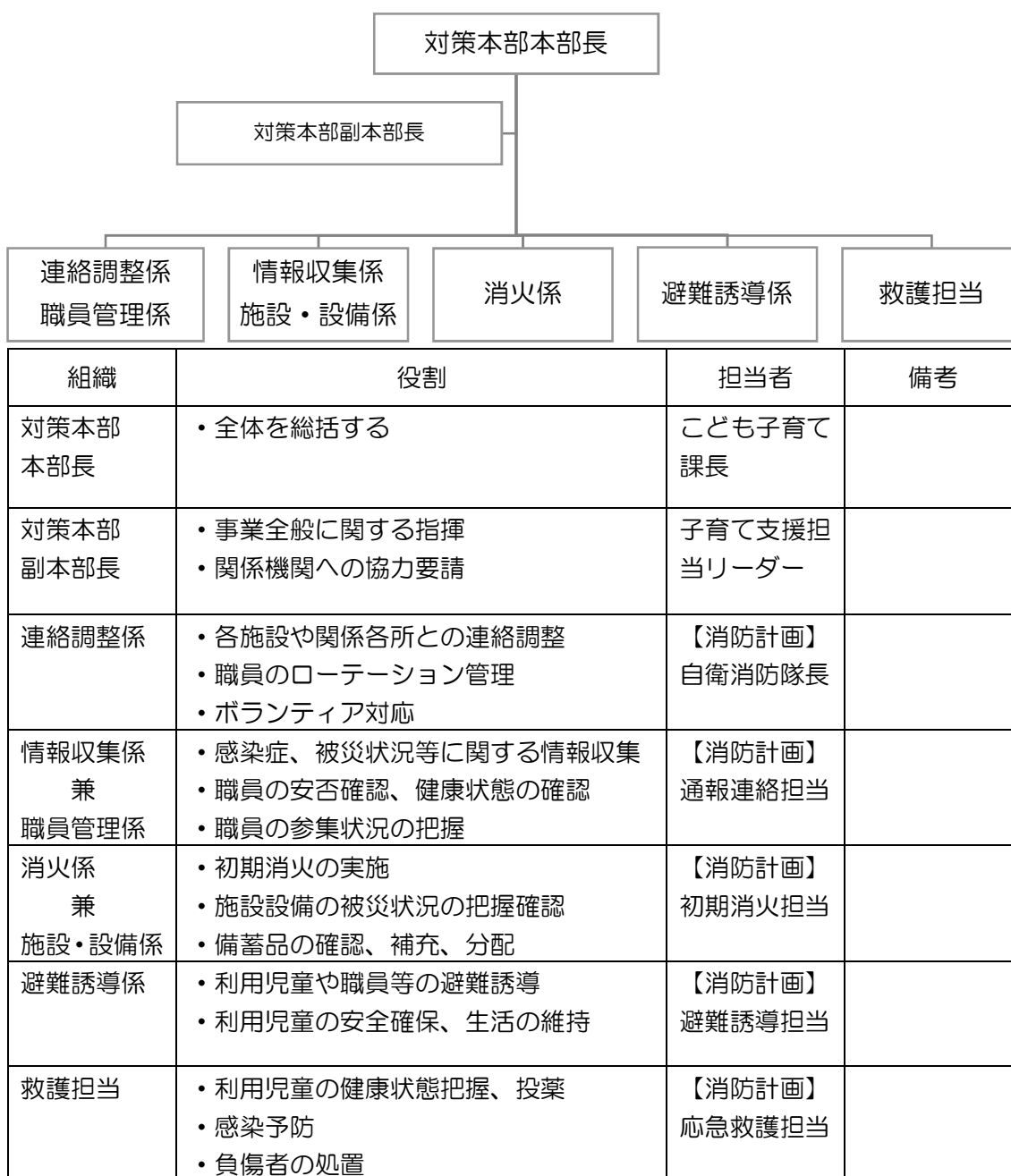
第1 感染症・自然災害共通事項

(1) 地域との連携の推進

地域との連携

災害時に備え、自治会や消防署などと日頃から連携を行います。

(2) 防災組織の体制構築



(3) 職員の安否確認

(ア) 職員の安否確認方法

(1) 勤務時間内に発災した場合

- ・施設の電話やメールが使用可能な場合は、対策本部（こども子育て課/子育て支援担当）へ連絡します。
- ・それらの使用ができない場合は、児童センターのグループ LINE を通じて連絡をします。

(2) 勤務時間外に発災した場合

- ・児童センターのグループ LINE を通じて、対策本部へ連絡します。

(イ) 職員の体調管理

(1) 勤務時間内に発災した場合

- ・長期間勤務や帰宅できない状況が続く状況が想定される場合は、職員の体調の把握とローテーションを行うことを検討します。

(2) 勤務時間外に発災した場合

- ・施設の早期復旧・再開に向け、職員の体調の把握を行います。

(4) 人員確保

(ア) 職員の参集可否の把握

あらかじめ、公共交通機関が停止した場合や施設へのアクセスの状況が悪化している場合を想定し、職員の居住地から徒歩等で出勤可能な人数や出勤にかかる時間を把握しておきます。職員自身や家族の負傷や自宅に被害がある場合など、出勤できないケースも一定割合発生することを想定します。

(イ) 職員の参集ルールの検討

非常時の出勤基準は次のとおり。(職員自身や家族が負傷等し出勤できない場合を除く)

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震 ①：施設の所在地域において震度 5 強以上の地震が発生した場合
→ 施設の被害状況等に応じて「連絡調整係」の指示により出勤。
②：施設の所在地域において震度 4 以上震度 5 弱以下の地震が発生した場合
→ 原則自宅で待機し、「連絡調整係」からの連絡・指示に従う。
風水害：施設の被害が想定される場合
→ 原則として利用児童・職員ともに事前に避難するため、参集しない。
ただし、避難誘導に人員が必要な場合、警報発令以前に職員を参集し、出来るだけ早く安全な場所へ避難誘導する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(ウ) 夜間の人員不足への対応

夜間に発災した場合、勤務中の職員が少ない場合があり、災害対応の初動が遅れることも考えられます。施設の近隣に住む職員の応援について事前に検討します。

(エ) 人手不足の場合の対応について

職員自身のケガや感染、職員の家族の負傷や感染などにより施設へ参集できる職員が少なく、優先業務の対応が難しい場合

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 他の児童センターから人員を手配できないか検討を行い、それもできない場合は休館等についても検討する。• 新型コロナウイルス感染症の流行により職員の確保が困難になる場合等には、人員配置基準等を柔軟に取り扱うことも検討する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(オ) 人的応援・物的応援と受け入れ

被災など非常時の状況によっては、人的応援や物的応援共に様々な申し出があることが想定されます。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 他自治体等から人的応援や物的応援の申し出がある場合は、「こども子育て課」において割り振りを行う。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 従事するボランティアの食事や寝具はボランティア自身で用意する。
- 以前に施設の業務にかかわっていた職員等がボランティアを申し出た場合は、優先的に受け付ける。
- 一般のボランティアで子どもの養護等の手伝いを依頼したい場合には、保健、医療、福祉に関する専門知識がある者や学生を優先的に受け付ける。

(5) 保護者との連携

非常時には施設内の子どもが無事かどうかを確認し状況の報告をするため、あらかじめ、伝達方式を決めておき、保護者へ周知しておく必要があります。

- 児童クラブ員については、CoDMON のアプリを使用し、施設の状況を保護者へ連絡します。
- センター利用の児童については、個人情報保護の観点を踏まえつつ、来館者名簿に学校・クラス・名前を記載し、必要に応じて学校と連携します。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	電話番号	その他の連絡手段
行政	韮崎市こども子育て課	0551-22-1111 (内線 174・175)	
	山梨県子育て支援局子育て政策課	055-223-1456 (内線 3168)	
	中央児童相談所	055-254-8617	[夜間救急] 055-254-8620
	※子ども担当の児童相談所		子どもそれぞれの連絡先
	中北保健所峡北支所	0551-23-3443	
	韮崎消防署	119 (22-3311)	
	甲斐警察署 (韮崎交番)	0551-22-0110	
利用する子ども関連	韮崎小学校	0551-22-2145	
	穂坂小学校	0551-22-0654	
	韮崎北東小学校	0551-22-0235	
	韮崎北西小学校	0551-22-0692	
	甘利小学校	0551-23-1535	
	※児童の保護者等		それぞれの連絡方法
協力業者			
その他			

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/bosai/
防災情報	内閣府 防災情報のページ	https://www.bousai.go.jp/
	山梨県 防災情報のページ	https://www.pref.yamanashi.jp/kurashi/bosai/joho/
	韮崎市 防災情報のページ	https://www.city.nirasaki.lg.jp/bosai_bohanjoho/bosaijoho/
自治体	韮崎市 ホームページ	https://www.city.nirasaki.lg.jp/
	山梨県 ホームページ	https://www.pref.yamanashi.jp/
ライフライン	水道会社（韮崎市上下水道課）	https://www.city.nirasaki.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/suido_gesuido/2/
	電力会社（東京電力）	https://www.tepco.co.jp/ep/support/
	管轄のガス会社	

にらさき防災・行政ナビ（防災アプリ）

- ・防災無線の放送内容を文字と音声で確認
- ・気象警報発令時等、緊急モードでお知らせ
- ・避難所解説状況や AED 設置場所を地図表示



通常モード



緊急モード

iPhoneをご利用の方



iPhone用のQRコード

Androidをご利用の方



Android用のQRコード

(7) 入退館管理

非常時に、安全確保や、感染拡大防止のために、施設内に誰がいるのか把握しておくため、次のとおり入館者の管理を行う。

- ・児童クラブ員（利用登録あり）については、学童保育システムにより入退館を管理する。事前に利用申請がある児童クラブ員が入館していない場合は、保護者アプリ等によりその旨を連絡し、子どもの安全確認を実施する。
- ・児童センターの一時利用やセンター利用の者については、名簿への記載により入退館を記録する。

第2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

利用する子ども・職員の安全確保のため、地域や施設内の感染症の流行状況により、優先的に実施する業務を実施し、施設の閉鎖を継続するよう努めます。

- ・保護者等による送迎など、施設へ出入りする人が多くリスクが高いため、入館管理を行い、感染症の予防を徹底することが重要です。
- ・入所施設の感染症発生時の優先的に実施する業務の事例（参考資料6）を参考に検討をします。

(2) 備品の確保

地域で感染が疑われる症状がある者が発生した場合、消毒液、手袋、マスク等の使用量が急激に増え、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるよう、日々の使用量を見ながら必要な備蓄量を検討・見直しを行います。

参考資料6 新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務（通所施設例）

本参考資料は、新型コロナウイルス感染症の流行段階に応じて実施すべき通所施設における業務の優先度等の一例を示したものです。

感染症拡大状況	国内感染期		地域感染期 緊急事態宣言 地域で感染拡大	施設内の感染状況		
	自粛要請	まん延防止措置		職員等 感染の可能性 が高い者・感 染者等 発生	子どもの 感染の可能 性が高い 者・感染者 等が発生	子ども 感染者等が 複数確認
優先業務の判断	感染症の予防		感染症の予防 生命維持のため の業務（排泄・ 食事・医療的 配慮等）	感染拡大防止 生命維持のため の業務（排泄・ 食事・医療的 配慮等）		
保育・ 養育	通常業務 感染予防対策を講じて実施			感染拡大防止の業務および排泄・生命維持 のための業務を最優先して実施		
医療的 配慮	通常とおり実施 ※感染予防に配慮して実施する					
感染等 に対する 対応	/			自宅待機 使用した室等 を消毒	感染の可能性が高い者・ 感染が疑われる症状があ る者・感染者は利用中止 使用した室等を消毒 ※感染者等が多いクラ ス・グループのみ休止を 検討する	
相談				感染予防対策 を講じて実施 ※非対面など	原則として一時休止 利用する子どもに関する重要な相談については実施（感染予 防対策を講じて実施）	
関連事 業（地域 事業）	実施の可否を含めて検討 非対面の場合は実施可			原則一時休止		
イベン ト・行 事など	実施の可否を含めて検討。実施 する場合、保護者等の参加人数 を制限するなど、感染防止に配 慮した上で実施			原則中止		

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる症状がある者や感染の可能性が高い者、感染者が発生した場合、一時的に他の子どもと隔離したスペースが必要となるため、保護者の迎えがあるまで静養できる

スペースを確保します。独立した部屋を確保できない場合には、カーテン、パーティションなどで仕切ります。

・体調不良の子どもが発生した時
 空室を待機部屋として使用したり、一部のスペースを区切って使用したりするなど、他の利用者との接触を避けるようゾーニングを実施する。

(4) 職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患したり、職員と同居する家族が感染症に罹患したりすることで、職員から施設へ感染拡大が懸念されます。そのため職員の体調把握が重要です。体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認することは有効です（参考資料 7 - 1 参照）。

参考資料 7 - 1 体調チェックシート（職員用）

1. 当日の体調		年	月	日
	①体温	℃		
	②入館時体温	℃		
③感染症が疑われる症状				
	咳症状	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	のどの痛み	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	倦怠感	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	下痢	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	④その他の症状	(具体的な症状：)		
2. 家族等について				
	①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>
	②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、施設の利用者で感染の可能性が高い者を事後的にも抽出できるようにするため、利用する子どもの入退館管理、出入り業者等の入退館管理が必要です。

また、入館時に、利用する子どもおよび来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくことは、感染拡大防止に有効です。体調チェックシート（参考資料 7 - 2 参照）を準備して回答していただくようにすることが考えられます。

参考資料 7 - 2 体調チェックシート （入館者用）

年月日	年 月 日		
入館時間		退館時間	
名前		所属	
連絡先	電話	メール	
1. 現在の体調について			
	①体温	℃	
	③感染症が疑われる症状 ※本日および過去 2 週間に以下の症状があった場合はあるに印をつけてください		
	咳症状	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	のどの痛み	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	倦怠感	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	下痢	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	④その他の症状	(具体的な症状:)	
	⑤感染症に「感染」とされた方と身近に接している		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. その他			
	①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる		<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
	⑤同居家族や身近な知人に感染症に「感染」とされた方と身近に接した人がいる		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
	④過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航または当該在住者との身近に接している		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

※「ある」にチェックが入った方、体調不良の方は入館をお控えください。

※このチェックシートは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策以外には使用いたしません。
適切に保管し、一定期間終了後は、個人情報に配慮の上適切に処分いたします。

第3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。

また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となります。

- ・利用する子どもの保護者と連絡をとるまたは情報を共有し、子どもの引き渡しを進めます。
- ・保護者への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、子どもとともに保護者も施設で一緒に避難行動をとるようにすることも重要です。
- ・施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小などをこども子育て課と検討します。（参考資料9参照）
- ・災害の発生状況により、避難所としての開館も想定されます。

➤ 乳児・幼児がいる場合

利用する子どもに乳児や幼児がいる場合は、その生命の維持のための支援を優先的に実施します。

➤ 障害のある子どものいる場合

同じ障害であっても、個人差が大きいいため、子どもの症状や状況、心理状態によって求められる対応が異なります。

(ア) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備

(イ) パニックなどによる二次的被害の防止

- ・服薬が必要な子どもの場合は、投薬や服薬の介助を優先業務とします。
- ・身体障害がある場合、自ら安全に避難することが難しいことが考えられ、知的障害・発達障害がある場合、通常と異なる状況に障害がない子ども以上にパニックになる可能性があります。こうした特に支援が必要な子どもの安全確保や避難行動を優先します。
- ・避難訓練等を通じてできるだけ避難行動に慣れておくことが重要となります。

参考資料 9 災害時の優先業務 (通所施設例)

災害発生 タイムライン目安	発災時	発災当日から数日	発災 3~5 日程度	発災から 1 週間程度
判断基準	利用する子ども・職員の安全確保	生命・安全を守る最低限の業務	生命・安全を継続的に守る	ほぼ通常とおり
主たる事業(保育療育・相談等)	施設にいる児童や保護者の保護・利用する子どもがいない場合は一時休止		施設や施設設備インフラに被害がある場合は、一時休止	可能な業務から再開
情緒安定	声掛け等に対応		体調チェック・声掛けに対応	
トイレ対策(排泄)	備蓄品や非常用トイレに対応	備蓄品や非常用トイレで対応おむつや汚物の一時保管場所を決め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレで対応水道・電気・排水等が復旧ならば通常とおり	
宿泊対応	備蓄品で対応			原則利用する子どもがいないため対応不要
防寒・避暑対策	冷却グッズ(夏季)や石油ストーブやカイロ(冬季)や備蓄品の断熱シート新聞紙や布団等(冬季)で対応		電気等が復旧なら、空調を使用または備蓄品で対応	
引き渡し	利用中の児童の帰宅(引き渡し)の対応			引き渡しまで時間のかかる児童や引き渡しできない児童の対応(関連機関への引継ぎ)
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して提供(3食・定時でなくともよい)	ガス等が復旧なら、できる範囲で調理したものを提供	原則利用する子どもがいないため対応不要
相談事業	一時休止	一時休止	電気・水道・電力が復旧している場合は、頻度を縮小して対応	可能な業務から再開
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送薬の必要な児童に配薬		利用する子どもがいる場合健康確認	通常とおり(必要な場合に対応)
関連事業(例:地域事業)	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再開(主たる事業が再開した後対応)

(2) 施設のリスク

①立地条件

施設の立地条件を確認し、施設のリスクを事前に把握しておくことは重要です。市が公表しているハザードマップなどを活用し、土砂災害が起きそうな地域なのか、過去に浸水が確認されている地域なのか、地震時の被災想定などから、施設のリスクについて事前に把握しましょう。

- ・職員や利用する子どももハザードマップを学び、施設のみならず自宅でも非常時に備えることも大切です。

②避難場所、避難経路

避難場所の確認

避難場所とする建物が安全なのかを確認することが重要です。また、利用する子どもや入所している子どもの人数が多い場合、避難経路が塞がれた、想定していない浸水があったような場合に、他の場所へ避難することができるよう、複数の避難場所を想定しておくことが必要です。

- ・子どもを連れて避難するため、想像以上に時間がかかる場合や、途中で避難行動が難しくなった時のために、避難経路の途中地点で、緊急の避難場所を想定しておくことが望ましいと言えます。

避難経路の確認

避難場所までの経路を歩き、道幅や避難の障害となるもの（落下物のおそれ、塀などの倒壊のおそれ）、浸水しやすい箇所、がけ崩れの恐れのある場所などを確認します。

- ・特に子どもが歩いて避難所まで行くことが可能か、乳幼児を連れて避難することが可能か、夜間に移動することが可能かを確認し、安全な経路で避難所にいけるよう、事前に障害となる可能性がある場所を把握したうえで避難経路を設定します。

③避難誘導

施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導を検討します。

- ・外国につながる子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難誘導するなどの工夫が必要です。
- ・障害の特性に応じた避難誘導方法の検討（再掲）
 - (ア) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備
 - (イ) パニックなどによる二次的被害の防止

④ライフラインの対応策

停電、断水等が想定できるため、対応策を検討しておくことが重要です。また、トイレの設置方法や、おむつの処理方法（汚物の一時保管場所等）をあらかじめ検討しておきます。

- 水道：備蓄していた飲料水を使用するか自治体の給水拠点等で給水を受ける貯水槽を使うことが出来るか確認しておく
- 停電：照明はランタン等で対応、空調は石油ストーブやカイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用する

⑤ 備蓄品

最寄りの小学校に防災備蓄がありますが、災害時は、限られた人数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいことから、利用する子どもが必要な配慮事項に合わせて必要なものを備蓄するようにしましょう。

- 避難先では必要な時に処方薬が用意できるとは限らないため、あらかじめ医療機関や保護者等に相談し、必要な処方薬を一定量保管または預かりの検討が必要です。

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

避難の際に最低限必要なものを、避難所に移動する際に持ち出せるようにまとめておくとう便利です。施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておくとう非常時にもあわてずに準備が可能です。データはバックアップを取るようにします。

- 医療的な配慮の必要な子どもの服用している薬（処方薬）なども持ち出します。
- 風水害の場合、施設が浸水する可能性があるため、必要な重要書類および機器等は、安全な場所へ移動させるか非常持ち出し品と一緒に持ち出すことを検討します。
- 生理用品などの衛生用品も必要です。
- 精神的に不安定となりやすい子どもが必要とする安心できる物がある場合は、そうした物も持ち出すことを検討します。

Ⅲ BCP発動時の対策

第1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

国内外の感染症の発生状況に応じて、事前の備えや感染予防対策を講じます（表 3-1 参照）。

表 3-1 新型コロナウイルス感染症の発生段階と事前の対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野にBCPの見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行います。

- ・当該職員や子どもと接触した者を確認し体調の変化に注意します。
- ・感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行ってください。
- ・感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

感染症が疑われる症状がある場合

- ・原則として利用休止とします。
- ・利用中に体調不良となった場合には、別室で対応し原則として保護者のお迎えをお願いするようにします。また身近な医療機関への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合

- ・利用場所を特定し、感染リスクが高いと思われる場合は、当該子どもが使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。
- ・感染の可能性が高い者となった子どもまたは職員等と接触した職員・利用する子どもを特定し、体調の変化に注意します。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行います。

- ・感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。
- ・特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討します。

(ア) 利用する子どもへの対応

利用する子どもや職員が感染の可能性が高い者となった場合

- ・原則として当該利用する子どもや当該職員は利用休止（職員は自宅待機）とします。
- ・利用休止、自宅待機の期間については、保健所や市の方針に従って対応します。
- ・検査によって陰性であることが確認された場合についても、保健所や市の方針に従って対応します。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合

- ・当該子どもが使用したスペースの換気を充分に行ってください。

(4) 感染者発生時

初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行います。

- ・感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意します。

- ・当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とします。
- ・施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

- ・感染者に関しては原則として利用休止とします。
- ・施設を利用中に感染が判明した場合は、身近な医療機関や保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

(イ) 施設等の対応

感染が判明した際に施設を利用していた場合

- ・使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください（終了までは立ち入り禁止とする）。
- ・該当の子どもと接触した職員・利用する子どもの特定については、保健所と連携して対応してください。
- ・施設内での感染の状況に応じて、業務をそのまま継続するか、一部縮小して実施するかを検討、一部縮小しても実施の継続が難しい場合は一時休止についても検討。
- ・業務の一時休止については市のこども子育て課とも相談の上判断してください。

なお、利用する子どもに感染が拡大した場合や地域において子どもに感染が拡大した場合であっても、休所・休業する場合に利用する子どもやその家庭等に与える影響が大きいなどの理由で、できるだけ開所が求められる場合があります。

- ・地域の保健所や自治体の方針に従うことが前提ですが、感染状況等に応じ、感染者の多いクラスのみを閉鎖するなどして、感染症の拡大を防ぐ一方で、できるだけ開所する方法を求められる場合も想定します。

表 3-2 感染症等の発生ステージ別の施設の実施事項の比較表

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡 連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者へ報告 身近な医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談 保健所
		該当する職員		自宅待機 休養・療養
利用する子ども	利用外に発覚	通所	原則として利用休止	
		入所	外出中止 ※外出中に判明した場合は施設へ戻る	
	利用中に発覚	通所	別室で一時待機 ⇒ 帰宅 ※保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する	
		入所	別室療養 ※外出を控える（保健所の指示がある場合は従う）	必要に応じて入院 ※保健所等の指示に従って対応する
施設の対応	消毒 清掃等	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめ換気を実施する	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調確認	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者の体調の変化に気を付ける	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	調査協力	—	—	感染者の行動歴を把握するための調査への協力をする
	業務継続 検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前にBCPを発動		

第2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

① 発災時の時間経過別の対応

I. 災害発生

- ・初動対応：防災組織の立ち上げ
(「消防計画」の「別表3(自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制) P100を参照)
- ・事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続します。
- ・必要な場合は後片付けをして業務を継続します。

II. 発災直後の実施すること

- ・安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・安全ゾーンまたは避難所への移動
- ・負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

III. 発災～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の招集・参集(職員の状況によって参集時間は異なる)
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・利用する子どもの安否確認の集約
※保護者への連絡・可能な人から保護者への引き渡しを順次開始
※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る
- ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにします。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・業務を通常とおり継続できるかの判断
- ・避難の必要性の検討(避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る)

IV. 発災当日に実施すること

- 安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する
※可能な人から保護者への引き渡しを継続的に行う
※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る
- 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- 利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- 施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する
- 情報収集を行うと共に施設の状況について情報発信を行う

V. 発災後 2～3 日に実施すること

- 安否確認の継続と問合せ対応の継続：職員・利用する子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問合せが自治体等からあれば対応する。
- 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- 利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- 利用する子どもの保護者や行政等への連絡
- 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録
- 職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施
- 人的支援・物的支援の対応と地域ニーズの対応
- 避難した場合は避難先での業務継続のための検討

VI. 発災後 2～3 日以降に実施すること

- 優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始めます。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。
※保護者へ引き渡しができないまたは時間がかかる子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎを行う
- 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成
- 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備
- ライフラインの点検・復旧手配、電話や LAN・ネットワーク関係の復旧手配
- 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- OA 機器・備品類の買い替え、買い足しの手配

② 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められます。その場合でも、救援活動の優先順位は以下となります。

なお、地域の方が困って来訪した場合、施設はその受け入れについて市のこども子育て課に相談します。

第一：利用する子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 風水害

① 事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討します。

- 安全に避難ができ、職員の人数が確保できる日中に避難を開始することが望ましいと言えます。
- 風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要です。
- 浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておくとい良いでしょう。

② 発災時の時間経過別の対応

I. 注意報発令

気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討します。

- 施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

(ア) 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

- 台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用する子どもや保護者等に情報を伝えることが重要です。
- 保護者アプリ等で一斉に情報を送信する、HP上で公開するなど、複数の伝達手段を用意することも有効です。

(イ) 開所中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

- 安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにします。
- 必要な場合は、施設内の安全ゾーンへの利用する子どもを誘導し、避難を行います。

II. 警報発令

警報が発令され、施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

- 建物内に利用する子ども・職員がいる場合、災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施します。

- ・特に浸水や土砂災害のおそれのある地域は、子どもの避難であることを念頭に安全確保のため、早目の避難を心掛けてください。

III. 警戒情報発令

市からの避難指示の発令に留意してください。

- ・夜間や施設の立地によっては、屋外へ出ることが危険な場合もあるため、周辺の状態を十分確認し、身の安全を図るようにしてください。
- ・外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動してください。

IV. 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保するようにしてください。

- ・外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動します。

V. 避難後

避難先での対応

- ・施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を施設へ誘導します。
- ・施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設へ戻るようにします。
- ・引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をします。

保護者への連絡

- ・利用する子どもの状況や避難している場合は避難場所について、あらかじめ定めていた方法で保護者等へ情報を共有するようにします。

VI. 業務再開

台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。

- ・避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開します。
- ・利用する子どもの状況・避難先について保護者へ連絡します。
- ・保護者への引き渡し（翌日から数日後を想定する）を順次進めます。また、保護者へ引き渡しができない可能性のある子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎ・引き渡しを行うなど対応の検討し、対応を実施します。
- ・避難をした場合は、避難先での業務継続のための検討をし、実施します。

③ 災害時の地域ニーズへの対応

※地震時の対策「② 災害時の地域ニーズへの対応」を参照。

IV BCPの検証

第1 BCPの検証

(1) BCP と BCP の検証継続

平常時にBCPの策定を行いますが、BCPは一度作成して完了となるものではありません。一般的にPDCAサイクルと呼ばれるPlan-Do-Check-Actionのサイクルを実施し、BCPを検証していくことが非常に重要となります。

- ・策定したBCPに基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画します。
- ・訓練を実施した後、BCPの課題を洗い出します。そして、BCPの見直しや改善を行い、BCPの更新を行います。

(2) 教育・訓練の実施

BCPにもとづき、周知・教育や訓練（避難訓練）を実施します。

- ・地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施すると良いでしょう。
- ・繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、利用する子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになります。
- ・表4-1にて「児童福祉施設等の避難訓練の事例」をあげ、訓練内容およびBCPの点検すべきポイントについて記載します。

(3) BCPの見直し・改善

教育や訓練から導き出された課題について、訓練に参加した職員も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要です。（表4-1を参照）

- ・検討した内容をBCPに盛り込むことにより、事前の対策で不足していた事項の改善を行い、BCPを見直していくことが必要です。

表 4-1 避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

災害の種類	訓練内容	BCP の点検・見直しのポイント
地震…日中の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか ・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認 ・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震…職員が少ない夕方や早朝	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証） ・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か
地震に伴う火災発生	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・関係各所・保護者との連絡 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
津波発生に伴う地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか
風水害…台風	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か

■避難情報発令時の対応ガイドライン

韮崎市立児童センターにおける避難情報発令時の対応ガイドライン

令和2年8月28日

(令和3年8月26日改訂)

第1 目的

厚生労働省によると、児童福祉施設の役割は、家庭において必要な保育を受け難い児童を預かり、保育することとされている。そのため、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものであり、地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近や感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態においても、臨時休園は適切な状況把握による判断が必要である。

そのような中で、児童センターにおいても、日常と異なる環境下での非常事態の発生や被害拡大のリスクを避ける上でも、緊急時の対応について事前の準備が必要とされ、特に、豪雨や土砂災害等に伴う避難情報発令時には、利用者や従事職員の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで、児童センターの存在する地区に避難情報が発令された場合の対応についてガイドラインを定め、適切な対応と安全管理に努めるものとする。

第2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、韮崎市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none">指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none">危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ・<u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・<u>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u> 	高齢者等避難
警戒レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u> 	
警戒レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u> 	

第3 発令時の対応

2の表をふまえ、警戒レベル3以上が発令された場合は、次のとおり対応する。

なお、事前に警戒レベル3以上になると予想された時、またはその危険性を把握した時点で、利用者、放課後児童クラブ員とその保護者及び小学校と迅速に対応できるよう情報共有に努める。

(1) 小学校休業時の開館時間前に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	児童センターの対応
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休館とする。 ・放課後児童クラブ員の保護者へ連絡する。 <p>※ただし、正午までにすべての警戒発令が解除され、安全確認と開所準備ができ、利用可能な態勢がとれ次第開館する。その場合、放課後児童クラブ員の保護者への迅速な情報伝達に努める。</p>
警戒レベル4 <u>(避難指示)</u>	
警戒レベル5 <u>(緊急安全確保)</u>	

(2) 通常開館時の利用前に発令された場合

児童センターの利用を中止し臨時休館とする。

また、放課後児童クラブについては、小学校の下校体制に合わせ、避難行動が必要な場合は、学校から直接保護者に引き渡してもらう。

なお、小学校及び担当課と情報共有を図り、対象児童が確実に避難行動を行えるよう、小学校をサポートする。

(3) 開館時間中に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	児童センターの対応
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>	•児童センター利用者は、利用を中止し、安全が確保でき次第帰宅してもらう。 •放課後児童クラブ員は、保護者への「状況の連絡」「速やかなお迎えによる引き渡し」と「避難について」の連絡をする。 •避難する場合は、予め保護者へ周知している避難場所へ速やかに避難させる。 ただし、他の避難場所又は施設内が安全と判断した場合は、その場所に避難させる。
警戒レベル4 <u>(避難指示)</u>	
警戒レベル5 <u>(緊急安全確保)</u>	

第4 保護者及び職員への周知

- 市は、文書やホームページ等で本ガイドラインを保護者、従事職員、小学校へ周知する。
- 児童センターは、利用者及びその保護者に対して「施設内の掲示」、「利用のしおり」、「保護者アプリ」等にて、適切な情報を周知する。
- 児童センターは、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の児童の引き渡し方法等を予め定めておき、放課後児童クラブの保護者への周知、従事職員、小学校及び子ども子育て課との情報共有を図るものとする。

■ 消防計画

第1 目的及び適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この計画は当施設に勤務又は利用する者及び出入する全ての者に適用する。

- ① 非常事態の発生に際し、適切な避難方法により児童を安全に敏速に避難させる。
- ② 児童に対し災害の恐ろしさを知らせ、冷静でしかも敏速に避難する態度を養うと共に、防災に対する心構えを育てる。
- ③ 非常事態発生の際、館内の重要物件の防護体制を整え、適切な状況判断により、搬出保護にあたる。
- ④ 事故の発生を未然に防ぐための防火管理の徹底、防火設備の充実・点検などの防火対策の確立を図る。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務

(1) 管理権原者

- ① 管理権原者は、管理権原が及び範囲の防火管理業務について、最終的な責任を負うものとする。
- ② 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- ③ 管理権原者は、建物構造の防火上の不備や消防用設備等の不備欠陥が認められた場合は、速やかに改修するものとする。

(2) 防火管理者

- ① 消防機関等への報告、連絡
- ② 消防計画の作成、変更
- ③ 消火、通報、避難誘導及び各種訓練の実施
- ④ 建物、火気使用設備器具、危険物施設の自主検査の実施
- ⑤ 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

- ⑥ 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- ⑦ 火気使用、取扱いの指導及び監督
- ⑧ 避難経路を明示した「避難経路図」の作成
- ⑨ 収容人員の適正管理
- ⑩ 職員・児童等に対する防火・防災教育の実施
- ⑪ 管理権原者への防火管理上必要な報告及び提案
- ⑫ 放火防止対策の推進
- ⑬ その他防火管理上必要と認める事項

第3 予防管理対策

(1) 日常自主検査

防火管理者は、火気設備、消防用設備等の日常点検を別表1に定める点検項目に基づき実施する。また職員は、同表の職員等の注意事項を遵守する。点検の結果発見された不備・欠陥事項の整備については、速やかに改善する。

(2) 定期的自主検査

防火管理者は、建物構造、避難施設等の定期点検を別表2に定める点検項目に基づき実施する。不備・欠陥事項については、その管理区分に従い所有者又は職員が速やかに整備、改修を図るものとする。

第4 防火対象物の点検及び報告（該当する場合）

防火対象物点検をしなければならない防火対象物に該当する場合は、1年に4回点検を行い、その結果を「防火対象物点検結果報告書」により所轄消防署長に報告する。※児童センターは非特定用途の防火対象物のため不要です。

第5 消防用設備等の点検及び報告

- 1 消防法第17条の3の3に基づき、建物に設置されている消防用設備等については、機器点検は6か月ごとに実施し、総合点検は年1回実施する。

2 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備事項等があった場合には改修計画をたてて改修する。

~~3 特定防火対象物は毎年所轄の消防署長に報告する。~~

~~非特定防火対象物は、3年に1回所轄の消防署長に報告する。~~

※児童センターは非特定用途の防火対象物のため不要です。

第6 避難施設及び防火施設の維持管理

- 1 廊下など避難の際に使用する部分には、物品を放置することのないよう維持管理を徹底する。
- 2 防火戸、防火シャッターなどは、閉鎖障害がないように維持管理を徹底する。
- 3 防火戸に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないよう徹底する。

第7 放火防止対策

- 1 建物の周囲には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
- 2 常時監視のできない倉庫などは、施錠をする。
- 3 休日、終業時など無人となるときには、出入口は必ず施錠をする。

第8 工事中の防火管理

- 1 防火管理者は、工事人に対して工事計画書を提出させるとともに、必要に応じて工事に立ち会う。
- 2 防火管理者は、工事人に対して火気の管理責任者を指定させ、掲示させるとともに、喫煙場所を指定する。
- 3 工事人は、溶接作業を行う場合や塗装工事など危険物を持ち込む場合には、事前に防火管理者の承認を受ける。
- 4 放火防止のため、工事用資機材の整理、整頓を励行する。

第9 避難経路図の管理

各階ごとの避難経路図を別紙のとおり作成し、これを自衛消防隊員（職員）に周知するものとする。

第 1 0 火気使用設備器具等の管理

- 1 ボイラー室、電気室、消火栓ポンプ室などには、不要な物品を放置しない。
- 2 暖房器具、ガスこんろなどの付近には、可燃物を置かない。
- 3 施設の敷地内では、喫煙しない。

第 1 1 自衛消防隊の編成及び火災発生時の任務

- 1 当施設の自衛消防隊は、その編成及び任務は別表3のとおりとする。
- 2 自衛消防隊長は自衛消防活動の一切の権限を有し、各担当者に対し指揮命令するとともに、その組織の機能が有効に発揮できるように努めなければならない。
- 3 各担当者は、担当区域の初動時における指揮統制を図るとともに、災害時の状況を自衛消防隊長に報告する。

第 1 2 防火・防災教育及び自衛消防訓練

- 1 防火管理者は、職員及び来館者に対し消防計画を周知徹底するほか、防火管理上必要な教育を実施するとともに、自衛消防隊に係る各自の任務分担について周知させる。
 - (1) 防火についての基礎的な知識について
 - (2) 消防計画の周知徹底について
 - (3) 職員は常に沈着に行動して的確に物事を判断し、その事態に正しく対応できるように平素から訓練を行う。
 - (4) 非常持ち出し品を普段から整理し確かめておく。(書類・その他持ち出し品)
 - (5) 火災に限らず地震、不測の災害等、広範囲に考えて安全対策を検討する。(人命・身体の安全を守ることに重点をおく)
 - (6) 児童センター内における職員の役割分担を周知徹底しておくこと。(通報・誘導・救急等)
 - (7) 火災を起こさぬように平素より火を使用する設備や器具は安全な物を使用するように心がける。

(8) 訓練終了後は、職員会議をもち反省会を行う。(状況は別紙に記録をしておく)

- 2 消防訓練を実施する。(非特定用途の防火対象物のため年1回以上 ※総合訓練については法的義務がないため推奨)

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	4月	・総合訓練は、消火・通報・避難訓練を一連の流れで行う。(大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。)
消火訓練		・その他の訓練は、安全防護及び応急救護訓練を実施する。
通報訓練		
避難訓練	毎月	
その他の訓練	10月・1月	
自衛消防隊の各分担組織表	毎月	・毎月確認する。

防火活動の原則	消火用設備	非常合図
1. 火災の早期発見、初期消火	1. 消火器	1. 非常ベル
2. 通報の原則	2. バケツ	2. 非常放送
3. 人命救助の優先	3. 砂	3. 笛
4. 延焼防止の原則		4. 拡声器

- 3 ~~訓練を実施する場合は、事前に所轄消防署に通知する。(特定防火対象物の場合)※児童センターは非特定用途の防火対象物のため不要です。~~

第13 震災対策

1 震災予防措置

地震災害の予防措置は地震時の被害を未然に防止するため別表1の自主点検表による点検のほか、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付属する施設並びに外壁等の倒壊、転落落下等の防止措置。
- (2) 危険物施設、危険物品の転倒、落下及び漏洩、流出等による発火防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置の作動状況の検査。

2 警戒宣言が発せられた場合における対応措置

(情報収集)

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の情報の収集、受信の責任者を防火管理者と定め、その代理者を別に定める。
- (2) 防火管理者は、市広報、テレビ、ラジオの報道等により、警戒宣言の内容及び地震情報を知った時は、ただちに管理権原者に報告するとともに、当施設内の職員にその事実を知らせる。
- (3) 防火管理者は当施設を利用する全ての者に対し、職員が自衛消防隊の配置についた時点で、警戒宣言の内容及び情報を伝達し、避難を呼びかける。

(警戒宣言時の活動) 別表3 「警戒宣言が発せられた場合の任務」欄参照

自衛消防組隊の任務等のほか、自衛消防隊長の指揮下において次の活動及び応急対策を行う。

- (1) 情報収集担当は、自衛消防隊長の指示を受け地震に関する情報の収集に努め、随時報告する。
- (2) 点検担当は、地震時に出火危険を伴う設備の使用の制限又は遮断等の安全な措置を講ずるとともに、初期消火の体制を構築する。
- (3) 避難誘導担当は、当施設屋内及び当施設屋外における職員及び利用者の人数を把握し、避難に支障を生じないよう避難路、避難口等を確保するとともに、当施設外への避難の指示、誘導を適切に行う。
- (4) 応急救護担当は、負傷者等が発生した場合にその救護にあたるとともに、次の非常用備品を確保する。
- (5) 各担当は、それぞれの分掌業務の措置が完了したとき又は、業務を円滑に遂行できないときは、自衛消防隊長にその状況を報告し迅速な対応を図る。
- (6) 防火管理者は、対策、措置が完了したときは、速やかに管理権原者に報告するものとする。

(避難)

- (1) 当施設の指定避難場所は事前に定めておく。()
- (2) 避難に際しては、避難誘導員等を適切に配置するとともに、安全確保を実施し、指定避難場所まで避難する。

第 1 4 必要書類等の保管

防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するため、消防機関に申請、報告又は届出をした書類及びその他防火管理業務に必要な次の書類等について台帳を作成し、整備、保管する。

- 1 防火管理者選任（解任）届出書
- 2 消防計画作成（変更）届出書
- 3 消防訓練通知書
- 4 防火対象物点検結果報告書（該当する場合）

※児童センターは非特定用途の防火対象物のため不要

- 5 消防用設備等点検結果報告書
- 6 その他防火管理上必要な書類

別表 1 (日常検査表)

防 火 管 理 者									
火気使用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備等の点検整備（ボイラー、厨房設備、給湯設備、暖房設備等） ・火気使用箇所の安全管理（周囲の引火物の有無） ・危険物の適正管理（保管場所、数量管理、容器・配管等からの漏えい腐食防止等） ・地震時における出火防止措置（安全装置、転倒の危険性の確認） ・その他火災予防上必要な措置（燃料置き場の管理） 								
消防用設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器具・設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等の点検整備 ・避難施設の維持管理（避難口、避難通路、避難階段等） ・防火上および避難上、重要な構造・設備の維持管理（転倒・飛散の防止） （防火区画、防火戸等の防火設備、防煙区画、排煙設備、内装、非常照明等） 								
防災・防犯体制	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口（門扉およびフェンス）・放送設備（拡声器）・非常ベルの点検 ・職員の携帯電話および携帯プザーの携行確認 ・集合旗・救急箱の定位置への整理 ・児童名簿（血液型・保護者氏名・住所・連絡先） ・廊下や通路の障害物を除去（避難路の確保） ・重要書類の整理点検 								
職 員 等									
<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 施設の敷地内は全面禁煙のため喫煙は行わないこと。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 火を使用した際の燃え殻は、不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 13 その他 <p>■消火器設置箇所 ※詳細は、毎年の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書による</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">・ 玄関</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○本</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">・ 事務室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○本</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">・ クラブ室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○本</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">・ 遊戯室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">○本</td> </tr> </table>		・ 玄関	○本	・ 事務室	○本	・ クラブ室	○本	・ 遊戯室	○本
・ 玄関	○本								
・ 事務室	○本								
・ クラブ室	○本								
・ 遊戯室	○本								

別表2（定期自主検査表）

定期自主検査表		防火管理者 確認欄	
検査実施項目			結果
建 物 構 造	(1) 柱、はり、壁、床 欠損、ひび割れ、脱落、風化等はないか。		
	(2) 天井 仕上材は、たるみ、ひび割れなどにより落下するおそれがないか。		
	(3) 窓 窓枠、サッシ等は、窓ガラス等が落下するおそれがないか。		
	(4) 外壁 仕上材は、落下のおそれのあるひび割れ、浮き上がり等がないか。		
避 難 施 設	(1) 通路、廊下 避難上支障となる物品を置いていないか。		
	(2) 避難口 ア 扉は正常に開閉できるか。 イ 扉の開閉に支障となる物品を置いていないか。		
そ の 他			

別表3（自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制）

自衛消防隊長（防火管理者）

	火災発生時の任務	避難情報(警戒宣言) 発出時の任務	不審者侵入時の任務
通報連絡担当	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	※ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。	(1) 警察または最寄りの駐在所へ「住所・名称・状況」等を通報する。 (2) 隣家、その他の連絡場所への連絡を、避難誘導担当②へ指示する。
初期消火担当	(1) 消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難誘導にあたる。	※ 点検担当とする。 (1) 施設の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 火気始末、電源の切断、非常持ち出し搬出を行う。	※ 避難誘導担当②とする。 (1) 児童を静かに座らせ、人数を確認する。 (2) 合図により、避難誘導を行う。 (3) 隣家、その他の連絡場所への連絡を行う。
避難誘導担当	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、児童の避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 (3) 人員の把握・報告を行う。	※ 火災発生時と同じ。 (1) 警戒宣言に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言に伴い避難誘導を行う。 (3) 人員の把握・報告を行う。	※ 避難誘導担当①とする。 (1) 隊長の指示した避難コースの配置につく。 (2) 合図により、避難誘導を行う。 (3) 人員の把握・報告を行う。
応急救護担当	(1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）	※ 火災発生時と同じ。 (1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）	※ 火災発生時と同じ。 (1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）

連絡通報先

1. 消防署 ————— 119 (22 - 3311)
2. 市役所 ————— 22 - 1111

別紙（非常持ち出し）

- ① 児童名簿及び緊急連絡簿（下記項目記載の児童票等）
 - （１）住所
 - （２）氏名
 - （３）生年月日
 - （４）保護者氏名・電話番号・連絡順位
 - （５）保護者連絡先から児童センターまでの時間
- ② 懐中電灯
- ③ 飲料水・食料
- ④ 携帯ラジオ
- ⑤ ノート・筆記用具
- ⑥ 10円玉・テレホンカード
- ⑦ 軍手・タオル
- ⑧ 救急用薬品（三角巾・ガーゼ・マスクなど）
- ⑨ 予備電源（電池・充電器など）
- ⑩ その他（CoDMON インストール済みのiPad など）

別紙（避難経路図）